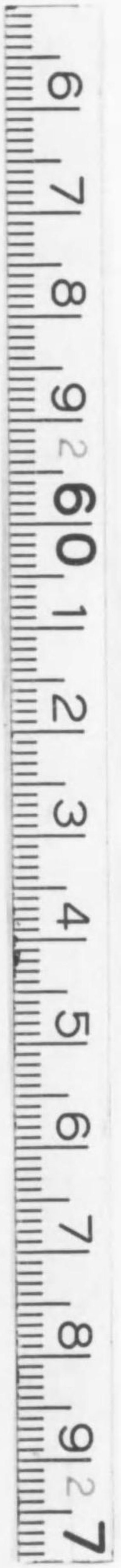


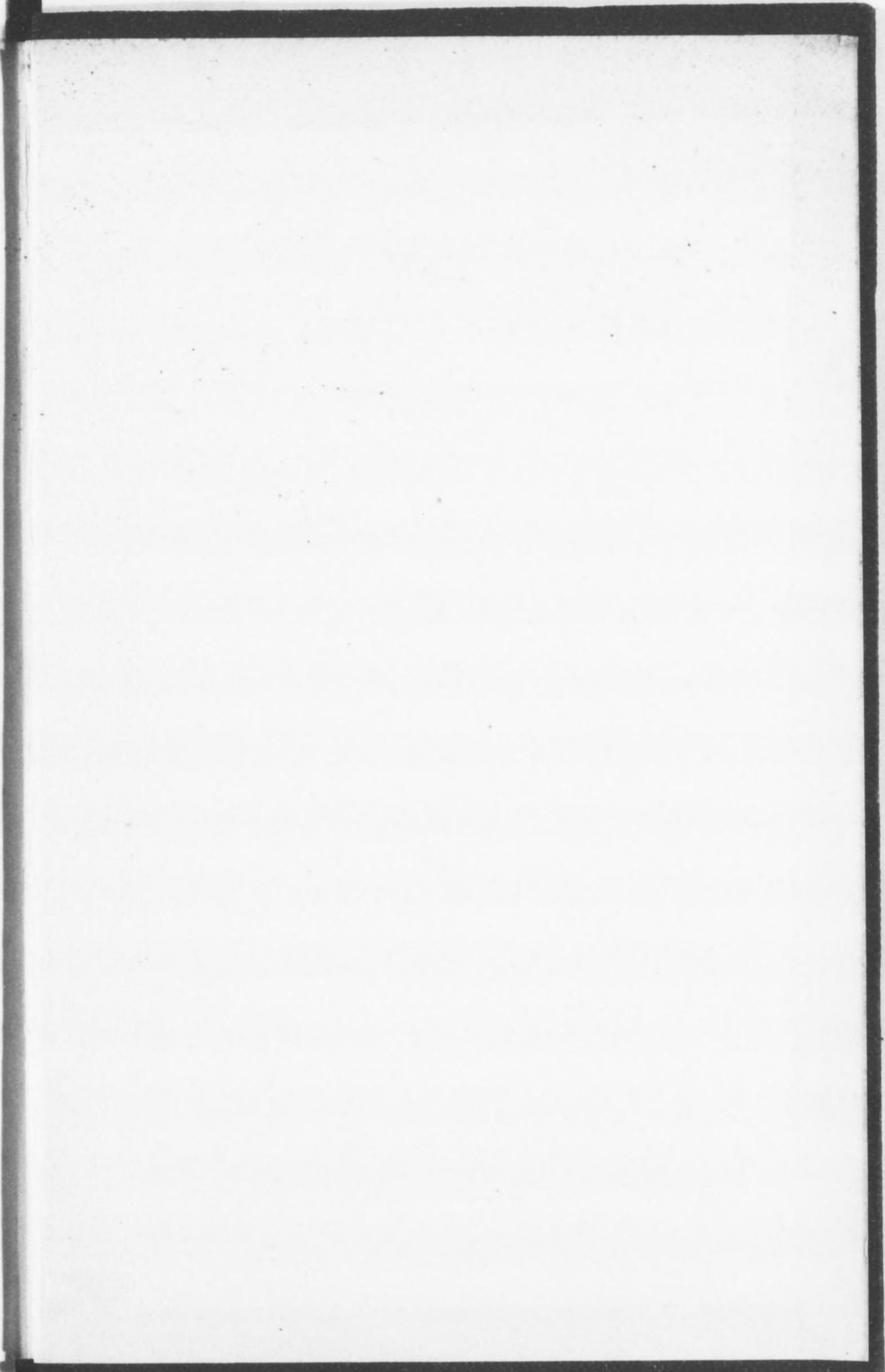
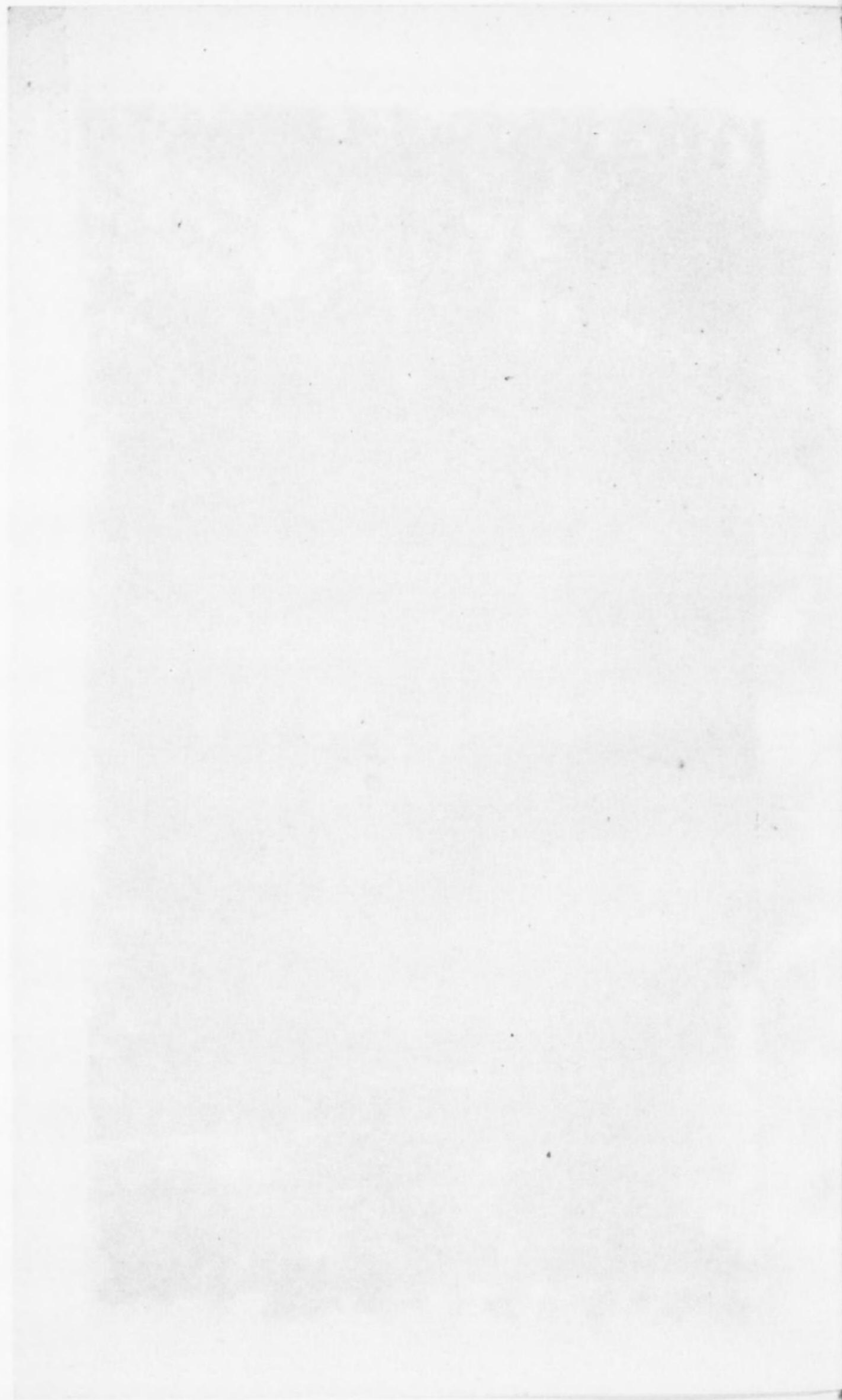
特277
688

特277-688
76W10627



始





昭和十三年十一月會館竣工記念



本會の沿革

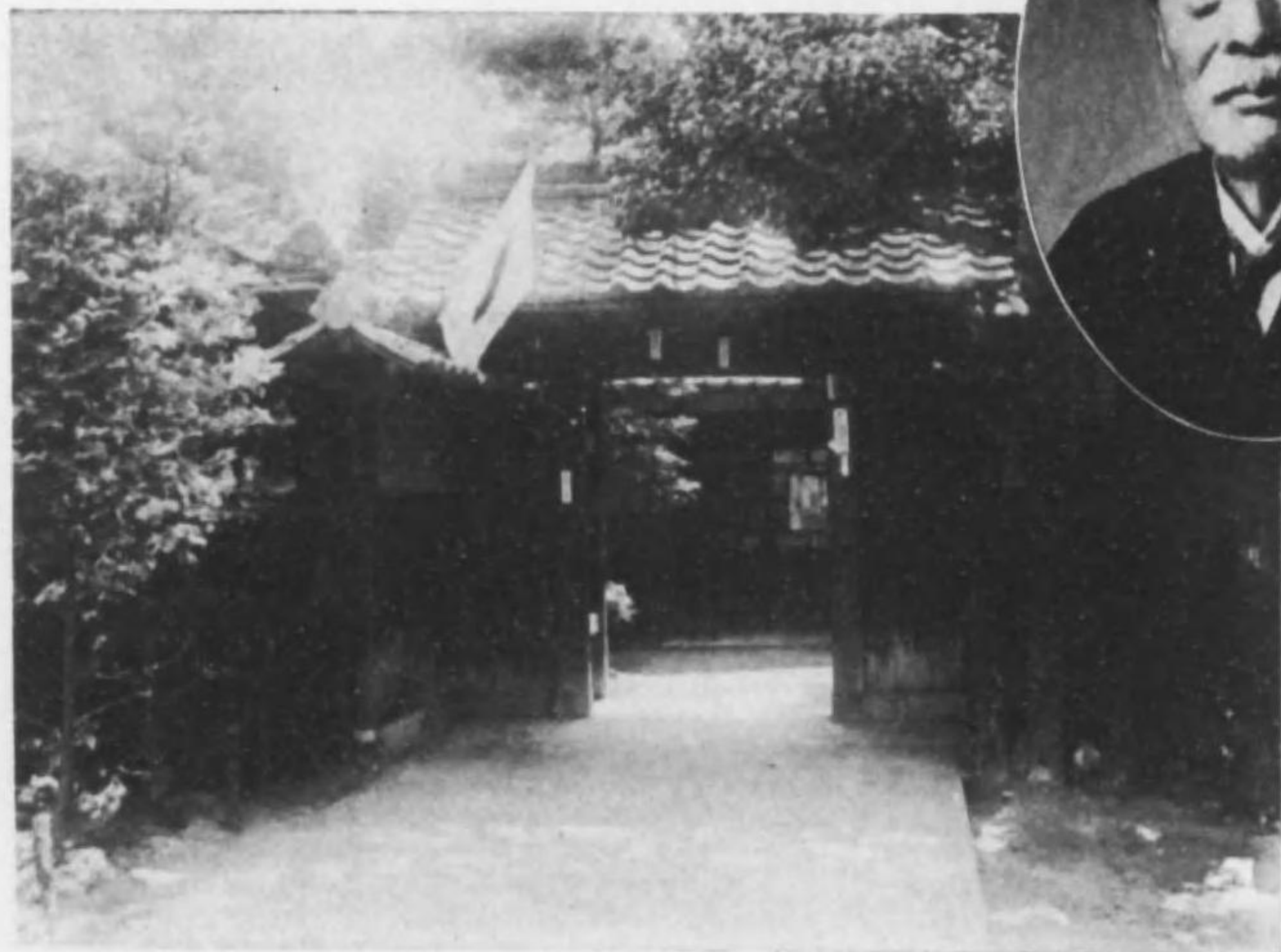


岐阜縣醫師會

50



新築の醫師會館

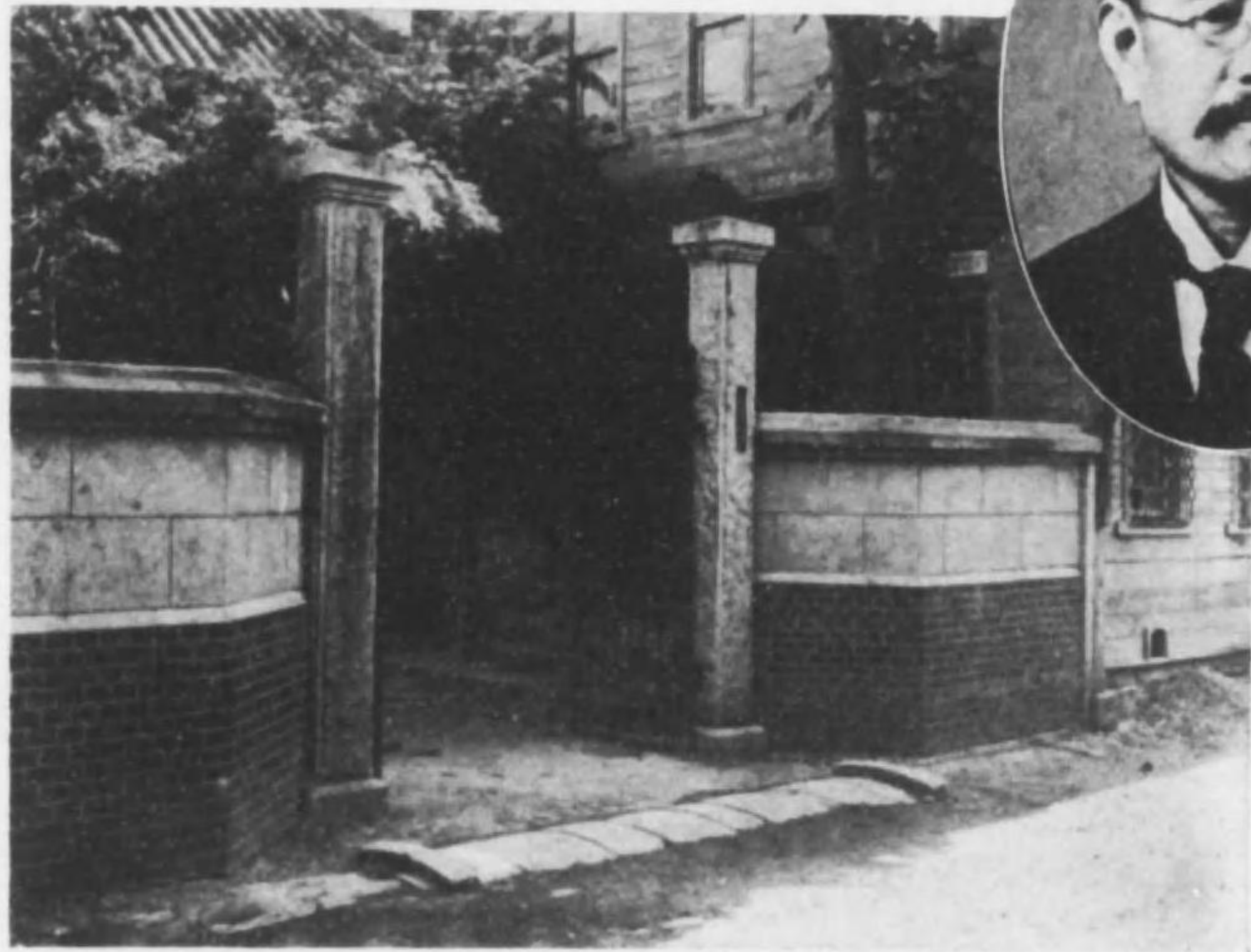


初代會頭々木曠氏 事務所 私立岐阜病院



76W10627





氏二慶坂小(稱改と長會後正改法師醫)頭會代二
院病坂小立私 所務事



院科眼田山 所務事 氏俊永田山長會代三

本會の沿革

目次

本會の前身と別働體……………	一
本會設立の經過と會則……………	一〇
組織の變更……………	四六
歴代の役員……………	四九
事務所の位置……………	五六
會頭及會長に對する感謝決議……………	五七
歴代の議長と副議長……………	五八
歴代の本會議員……………	六三
會費の沿革……………	八六

會員數の増減……………八

當局の臨席……………九〇

郡市醫師會の歴代會長……………一〇〇

大日本醫師會より日本醫師會加入……………一〇九

日本醫師會の表彰……………一一一

記念祝典と表彰……………一二三

關西醫師大會の當番……………一三三

内務大臣諮問案に對する意見答申……………一三八

地方病の調査……………一四三

結核豫防會の設立……………一四六

濟生會救療事業の協賛……………一四七

健康保險法の實施……………一四九

簡易保險局の相談所と被保險者の診療協約……………一六三

診料徴收の決議……………一六四

知事の諮問事項……………一六五

建議事項……………一六七

決議事項……………一七四

協議事項……………一八〇

講演會の開催……………一八五

コツホ博士の來岐……………一九一

關東大震災火災に對する同情……………一九三

柔道整復業者の不當行爲に關する件……………一九三

藥律改正と醫業分業問願……………一九五

藥劑師法改正案の對策經過に就て……………二〇一

校醫手當の削減と復活……………二〇二

校醫手當問願に就て……………二〇三

醫師の領收書に對する印紙貼用問題……………二〇五

醫政調査會の設置……………二〇七

杏林計量自治會の設置……………二〇九

藥品私巡視の實施……………二二二

調劑に必要な器具の備付……………二二五

結核及トラホームの豫防指示……………二二八

花柳病の豫防指示……………二三三

花柳病豫防心得……………二三三

國民健康保險法の實施……………二三六

國民健康保險とは……………三三七

○附 錄……………三三三

醫 制……………三三三

本會の沿革

本會の前身と別働體

一 濃飛聯合醫會から岐阜縣聯合醫會

過去に於ても縣下開業醫師の統制と聯絡の必要を感じたるものと見へ明治十七年に左の如き達しが發布された、當時は市と云ふ者が無かつたから總て郡單位の組合を設立せしめて縣に於に聯合醫會を設置せしむるの方針であつた。

丙 第四十六號

郡 役 所
 戸 長 役 場
 衛 生 委 員

今般左ノ通醫師組合準則相設候ニ付右ニ基キ其ノ組合規約相立爲申出候各開業醫へ無洩告知可致此旨

相違候事

明治十七年五月十七日

岐阜縣令 小崎 利 準

開業醫師組合準則

第一條 本則ハ開業醫師相互規約ヲ定メ其ノ業務ニ關スル法律規則ヲ遵守シ併セテ左ノ目的ヲ達セシメンガ爲メ設クルモノトス

一、醫風ヲ改良スル事

一、醫術ヲ研究スル事

一、地方病ヲ探究スル事

一、傳染病ヲ豫防スル事

一、公衆衛生ヲ保護スル事

第二條 前條實施ノ方法ヲ議スルガ爲メ少クモ一年二回以上集會ヲナスベシ

第三條 組合區畫ハ地理ノ便否ト醫員ノ多寡ニヨリ郡役所部内ヲ一部若クハ數部ニ區別スベシ

第四條 管内ニ於テ開業スル醫師ハ都テ此組合ニ入ルベキモノトス、但縣立醫學校在職ノ者ハ本文ノ

限りニ非ラズ

第五條 組合規約ハ郡役所ヲ經縣令ノ認可ヲ受クベシ

第六條 毎組合中會長幹事ヲ公選シ一切ノ事務ヲ整理セシムベシ

第七條 第二條ノ集會ニ於テ議決セシ條件ハ其要領ヲ記シ郡役所ヲ經縣令ニ開申スベシ但縣令ニ於テ

不適當ト認ムルモノアルトキハ改訂セシムルコトアルベシ

第八條 會長幹事及組合醫師ノ氏名集會ノ場所開會ノ期日ハ豫メ郡役所ヲ經テ縣廳ニ届出ヅベシ

第九條 集會中掛官吏若クハ縣立醫學校在職ノ醫師ヲシテ臨監セシムルコトアルベシ

第十條 衛生上ノ利害ニ付意見アルトキハ集會ノ議決ヲ以テ縣令又ハ郡長ニ建議スルコトヲ得

第十一條 組合集會等ニ係ル諸費ハ組合醫師ニ於テ協同支辨スベシ

第十二條 各郡ノ組合ハ相互ノ氣脈ヲ通ズル爲メ各委員若干名ヲ出シ聯合醫會ノ開設ヲ要ス

右ノ組合準則に依つて郡に於てはそれ〴〵組合が組織せられたが更に翌十八年三月に至り濃飛聯合醫會が設立せられた、而して正副會長は左の如く當選されて居る。

會 長

青 木 雄 哉

副會長

松久貫一

四

明治二十七年四月組織變更の爲め本會を解散して更に岐阜縣聯合醫會を設立されたが矢張り會頭青木副會頭松久兩氏が當選されて居る。

二 岐阜縣醫會の成立と消滅

起へて明治三十二年に至り縣令を以て醫會規則が發布せられ順次郡市醫會が組織され翌三十三年五月遂に縣醫會が成立して縣病院長小坂慶二氏が會長に當選した、然るに其後の市醫會に於て役員の爭奪其他に於て極度の紛擾を見るに至り時の警部長坂口實行氏等が仲裁に立ち一時小康を見たが縣當局は到底度し難しと見たか三十六年十月九日付を以て此規則を廢止して仕舞つた。

岐阜縣令第五十二號

醫會規則左ノ通相定ム

明治三十二年七月五日

岐阜縣知事 野村政明

醫會規則

第一條 醫師ハ本則ニ依リ醫會ヲ設置スベシ

第二條 醫會ヲ分チテ郡市醫會、縣醫會ノ二種トス

第三條 郡市醫會ハ各郡市内開業ノ醫師ヲ以テ組織ス

第四條 縣醫會ハ一郡市醫會ニ於テ會員二十名ニ付一名宛ヲ互選シタル會員ヲ以テ之ヲ組織ス、但郡市醫會ニシテ會員二十名ニ充タザルモ一名ヲ選出スルモノトス

第五條 醫會ニ於テハ左ノ事項ヲ審議講究スルモノトス

一、醫風ノ改良及醫術ノ進歩ヲ圖ルコト

二、傳染病ノ豫防及地方病流行病ノ探究ニ關スルコト

三、地方衛生上ノ利害得失ニ關スルコト

四、醫業ニ關シ法律規則ノ實行ニ關スルコト

五、衛生醫事ニ關シ官廳公署ノ諮詢ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルコト

六、右ノ外衛生上及業務上必要ト認ムル事項

第六條 醫會ハ會則ヲ作り郡市醫會ハ所轄郡市長ヲ經縣醫會ハ直ニ知事ニ届出認可ヲ受クベシ其ノ増補改訂ヲナシタル場合亦同ジ

五

第七條 醫會ハ役員ノ選舉方法及職務、任期其他會務ヲ處理スル爲メ必要ナル事項ハ會則ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第八條 醫會ハ會員中ヨリ左ノ役員ヲ設ケ郡市醫會ハ所轄郡市長ヲ經縣醫會ハ直ニ知事ニ其氏名ヲ届出ベシ

其ノ改選又ハ氏名其ノ他異同アリタルトキ亦同ジ

會長 一人

副會長 一人

幹事 若干人

第九條 會務ノ都合ニヨリ常議員又ハ特別審査委員ヲ要スルトキハ會員ノ互選ヲ以テ設クルコトヲ得

第十條 郡市醫會ハ一年二回以上縣醫會ハ一回以上通常會ヲ開クベシ、但臨時必要ノ場合ニ在リテハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第十一條 郡市醫會ノ費用ハ其ノ會員ニ於テ負擔シ縣醫會ノ費用ハ郡市醫會ニ於テ分擔スベシ

第十二條 知事ハ當該吏員ヲシテ醫會ニ臨席セシムルコトアルベシ

第十三條 醫會ヲ開クベキ場所及期日ハ七日以前ニ郡市醫會ハ所轄郡市長ヲ經縣醫會ハ直ニ其ノ會長ヨリ知事ニ届出ヅベシ

第十四條 醫會々長ハ役員ノ選舉竝ニ審議講究ノ要領其ノ他開會ノ狀況ヲ記シ郡市醫會ハ所轄郡市長ヲ經縣醫會ハ直ニ知事ニ届出ヅベシ

第十五條 醫會ノ議事ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ法律命令ノ施行上障害アリト認ムルモノハ其議決ヲ取消シ又ハ議事ヲ停止スルコトアルベシ

附 則

第十六條 醫師組合ハ更ニ本則ニ依リ醫會ヲ設置シ其會則ハ本年九月三十日迄ニ届出認可ヲ受クベシ

三 濃飛醫師協會の成立と解散

明治三十四年五月二十六日岐阜市濃陽館に於て同業有志五十餘名會合し醫師中ヨリ代議士を選出するの協議を爲し五名の假委員を定めて各郡市に交渉し委員の選定方を委囑したるが各郡市醫會は何れも賛成を表し委員を選定したるを以て七月二十三日更に濃陽館に於て醫師代議士選舉準備委員會なる者を開會し本巢郡の野川杏平氏を座長に推し濃飛醫師協會草案を議題として遂に之を可決し理事五名

を選挙し互選を以て理事長を決定したり。

理事長	佐々木 曠	理事	内田謙作
理事	杉 直次	同	青木泰一
同	吉益雄太郎		

其後理事の更迭ありて窪田楨太郎、山口玄樹、坂井雅太郎諸氏就任したり。

而して議決したる會則は左の如し。

濃飛醫師協會規則

- 第一條 本會ハ美濃飛驒兩國ノ醫師協同シテ醫權ヲ伸張シ醫事ノ改良進歩ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ濃飛醫師協會ト稱ス
- 第三條 本會事務所ハ理事長ノ宅ヲ以テ之ニ充ツ必要ノ場合ニ於テハ臨時郡市ヘ支部ヲ設クルコトアルベシ
- 第四條 本會ニ理事五名ヲ置キ其任期ヲ四ケ年トス
- 理事ノ互選ヲ以テ理事長ヲ定ム

第五條 各郡市ヨリ醫師五名ニ付キ一名ノ評議員ヲ選出シ其任期ヲ四ケ年トス

每郡市評議員ノ互選ヲ以テ主事一名ヲ定ム

第六條 本會ノ常務ハ理事會ニ於テ處理シ時事問題ハ理事會ノ決議ニ依リ評議員會ヲ開キテ之ヲ決ス

第七條 會費ハ有志寄附金ヲ募集シテ之ニ充ツ

其後三十五年五月六日關西聯合醫會に加盟し代議士候補の件に付諸般の協議を爲し三十八年には縣下醫師大會を開催すべく發起し遂に十一月二十三日を以て濃陽館に開會したり、越へて翌三十九年十一月二十三日更に濃陽館に於て第二回醫師大會を開會せしが其際縣醫師會組織の決議を爲し委員を選定して實行方法を協議したり。

同會が組織以來努力を拂ひたる問題は實に左の如くなりしが明治四十二年五月七日縣醫師會に於て「帝國聯合醫會又は一部聯合醫師會の組織に付勸誘を受けたるときは多數の縣醫師會加入の場合本會も之に賛同するものとす」と決議したるを以て同日豫定の目的を達したりとて之を解散したり。

- 第一 防疫上交通遮斷廢止の件
- 第二 關西聯合醫會加盟の件

- 第三 帝國聯合醫會發起の件
第四 醫師法草案修正の件
第五 藥律改正案修正の件
第六 岐阜縣醫師大會開催の件
第七 醫師會規程に關する件
第八 癩豫防法に關する件
第九 結核病者保護並同病治法研究の件
第十 醫師報酬規程の件
第十一 醫師會規則改正の件
第十二 濃飛醫學會再興の件

本會設立の經過

我邦に於ては明治七年に醫制なる者が發布せられて其第一條に「全國ノ醫政ハ之ヲ文部省ニ統フ」

と規定せられたるも先以て三府に於て施行すると云ふ事であつたから果して全國に行はれたかは不明である、其後醫術開業試験規則が施行せられたのみであるから、醫師の身分や業務關係の法制は完備して居なかつた、茲に於て先進の人々が多年研鑽討議の結果醫師法の草案が帝國聯合醫會で完結を見たのである、其草案が政府案となり帝國議會の協賛となり遂に法律となつて發布せられたのが明治三十九年五月一日であつた。

此法律第四十七號として發布された醫師法の第八條に左の如く規定してある。

醫師ハ醫師會ヲ設立スルコトヲ得

醫師會ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

即ち未だ法人でもなく強制設立でもなく只任意となつて居つたのである故に本縣の先覺者も有志の所謂醫師大會に於て其意向を決定せんとした、其第二回大會が岐阜市に開かれたのが明治三十九年十一月二十三日（新嘗祭）であつた其席上に於ては「先づ郡市醫師會の設立を促進し其成立を待つて更に縣醫師會設立を協議するのが順序である」として出席會員中より左記十五名の縣醫師會設立準備委員を選定した。

佐々木 曠 (岐阜)	杉 直次 (岐阜)	青木 泰一 (稻葉)
福井 柸之助 (羽島)	伊藤 俊夫 (海津)	山口 玄樹 (養老)
淺野 修 (不破)	西松 義夫 (安八)	窪田 楨太郎 (揖斐)
井上 秀齋 (本巢)	松久 主馬吉 (山縣)	林 泰乙 (加茂)
西尾 一二 (武儀)	林 淳一 (惠那)	奥村 曠 (可兒)

翌四十年に至り各郡市中已に三分の二以上は醫師會を設立したるを以て醫師會規則第四條

道府縣内三分ノ二以上ノ郡市ニ於テ醫師會設立ニ至リタルトキハ道府縣醫師會ヲ設立スルコトヲ得
 との場合に達したから二月二十三日準備委員會を開き會則案を起草し各郡市醫師會長の同意を求め設
 立準備を依頼することにした。

更に四月十日各郡市の設立委員協議會を開き佐々木曠、青木泰一の兩氏を總代として設立事務一切を
 委任した、兩氏は翌日縣醫師會設立認可申請書を提出した、然るに手續上不備の點ありとして一時取
 下ぐる事にして更に各準備委員及郡市醫師會と交渉を重ね愈々之を完備して七月二十六日に至り之を
 提出した。

岐阜縣醫師會設立の件

今般岐阜縣醫師會設立ノ件ニ付明治四十年四月十日午後一時ヨリ岐阜市神田町濃陽館ニ創立委員協
 議會ヲ開キ内務省令醫師會規則第五條第一項及第二項ニ依リ左記ノ郡市醫師會ノ同意ヲ得テ別記ノ通
 リ會則十六ヶ條ヲ決定セリ依テ岐阜縣醫師會設立御認可相成度茲ニ創立事務報告書相添此段申請候也
 明治四十年七月二十六日

岐阜市醫師會長	佐々木 曠	稻葉郡醫師會長	青木 泰一
養老郡醫師會長	山口 玄樹	安八郡醫師會長	内田 謙作
不破郡醫師會長	吉田 來助	揖斐郡醫師會長	窪田 楨太郎
本巢郡醫師會長	井上 秀齋	山縣郡醫師會長	山田 巳鶴
武儀郡醫師會長	西尾 一二	郡上郡醫師會長	淺井 意誠
土岐郡醫師會長	水野 直道	惠那郡醫師會長	林 淳一
益田郡醫師會長	中田 忠太郎		

右總代 佐々木 曠

岐阜縣知事 薄 定 吉殿

参照 醫師會規則第五條

道府縣醫師會ヲ設立セントスルトキハ郡市醫師會協議シ其三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ會則ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ乞フベシ

前項ノ場合ニ於ケル郡市醫師會ノ同意ハ各其總會ニ於テ會員又ハ議員ノ總數三分ノ二ノ多數決ナルコトヲ要ス

地方長官ニ於テ本條ノ認可ヲ爲シタルトキハ道府縣醫師會設立ノ旨ヲ告示スベシ
起へて八月二日左の如く認可の上告示された。

岐阜縣指令衛四三七號

醫師 佐々木 曠

外十二名

明治四十年七月二十六日申請岐阜縣醫師會設立ノ件認可ス

明治四十年八月一日

岐阜縣知事 薄 定 吉 囀

當時の各郡市醫師會員數は左の如くであつた。

岐阜	四一	稻葉	三八	羽島	二五	海津	一九
養老	一三	不破	二二	安八	五〇	揖斐	三三
本巢	二一	山縣	一三	武儀	四四	郡上	六〇
加茂	三五	可兒	一六	土岐	二八	惠那	四四
大野	四一	益田	一六	吉城	三三	合計	五九二名

九月十五日縣會議事堂に於て第一次總會が開かれた。

各郡市出席議員

佐々木 曠 (岐阜)	山崎 秋津麻呂 (岐阜)	杉 直 次 (岐阜)
坂井 雅太郎 (岐阜)	青木 泰 一 (稻葉)	大野 啓市郎 (稻葉)
岩 佐 兼 吉 (稻葉)	福井 禰之助 (羽島)	鈴木 初 吉 (羽島)
伊 藤 俊 夫 (海津)	山口 玄 樹 (養老)	岩 田 英 作 (不破)

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 岩田芳之助 (不破) | 西松義夫 (安八) | 菅原廣吉 (安八) |
| 兒玉辰助 (安八) | 内田謙作 (安八) | 田中令吉 (安八) |
| 佐良木俊圭 (揖斐) | 窪田楨太郎 (揖斐) | 若山浩 (揖斐) |
| 井上秀齋 (本巢) | 安藤石男 (本巢) | 山田巳鶴 (山縣) |
| 天野清三郎 (武儀) | 五井貫三 (武儀) | 西尾一二 (武儀) |
| 阿部房吉 (武儀) | 戸澤三策 (郡上) | 富岡信芳 (郡上) |
| 河合齋次 (郡上) | 浅井意誠 (郡上) | 北山一庵 (郡上) |
| 池戸正澄 (郡上) | 缺員 (加茂) | 缺員 (加茂) |
| 校條靜夫 (可兒) | 水野直道 (土岐) | 伊藤階 (土岐) |
| 原頼幸 (惠那) | 井口琢次郎 (惠那) | 篠田末吉 (惠那) |
| 林淳一 (惠那) | 都竹廣之助 (大野) | 姫田直廉 (大野) |
| 高橋謙 (益田) | 岡村利平 (吉城) | |
- 特別議員

古市亨 (衛生課長)

鈴木豊治 (縣病院長)

勝野井素一 (同副院長)

小坂慶二 (私立病院長)

醫師會規則第六條中に

地方長官ハ必要ト認ムルトキハ醫事衛生ニ關シ學識又ハ經驗アル者ニ就キ議員總數五分ノ一以内ノ特別議員ヲ命ズルコトヲ得

とあるに基き前記四名の任命を見たのである、創立の際は特に其記録の正確を要する爲め設立委員の懇囑に依り山田永俊之を擔任した。翌十六日發會式が舉行された其發會の辭は左の如くである。

發會ノ辭

醫道ハ醫學ノ進歩ヲ以テ足レリトナシ現時醫業ハ如何ナル狀態ニアルカ識者モ之ヲ顧ミル者極メテ少シ醫師其業ノ困難ヲ認ムルモ其情弊ヲ一掃スルノ勇ナク政府モ亦醫業者ヲ殆ンド度外ニ置キ之レガ改善保護ノ重要任務ヲ忘レタルガ如ク却テ其發達ヲ防止スルノ嫌アリ是斯業ノ公設機關ナキガ爲上下之レガ改善ノ方法ヲ講究スルノ道ナク遂ニ今日ノ弊習ヲナスニ至レリ
是ヲ以テ曩ニ醫界同志相謀リ進ンデ帝國議會ニ迫リ醫師法ノ制定ヲ建議シ醫師會ノ公設ヲ促シタリ今

ヤ吾人十有餘年ノ苦心漸ク貫徹シ茲ニ岐阜縣醫師會ノ成立ヲ見ル冀クハ上下一致能ク此會ヲ利用シテ益醫道ノ隆興ヲ圖リ次テ國威民福ノ増進ヲ期センコトヲ

岐阜縣醫師會

明治四十年九月十六日

會頭 佐々木 曠

次で薄知事松村警察部長内田議長ノ祝詞朗讀ありて窪田副會頭ノ答辭に終つた、薄知事の祝辭は左の如くである。

祝詞

國家富強ノ源ハ國民ノ健康ニアリ、國運ノ伸展ニ伴フ施設ノ急務多岐ニ互ルト雖モ醫事衛生ノ改善進歩確ニ其一タルヲ疑ハズ、縣下醫師諸君茲ニ見ルアリ、曩ニ各郡市ニ於テ郡市醫師會ヲ組織シ、今ヤ之ヲ基礎トシ縣醫師會ヲ成立セシメ、醫事衛生ノ改善進歩ヲ圖リ當局者諮詢ノ機關クラシメントス、蓋縣下ニ於ケル醫界空前ノ壯舉ニシテ眞ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ
希クバ諸君能ク會規節制ノ下ニ其學識經驗ヲ披瀝シ協力一致以テ斯會ノ目的ヲ達センコトヲ茲ニ數言ヲ陳シ祝意ヲ表ス

明治四十年九月十六日

岐阜縣知事 正五位勳四等 薄 定 吉

會則の制定と其後の變更

設立委員の起草したる會則に對し第一次總會に於て修正可決したるもの左の如し。而して十次總會に於て左の二點が改正せられて大正九年に至つた。

第五條 「會員六十名以上議員三名」ヲ加フルコト

第八條 理事八名ニ増員スルコト

岐阜縣醫師會々則

第一章 名 稱

第一條 本會ハ醫師法ニ據リ設立シ岐阜縣醫師會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ハ業務ノ秩序ト風紀ヲ保持シ醫事衛生ノ進歩ヲ企圖スルヲ以テ目的トス

第三章 位 置

第三條 本會事務所ハ會頭之ヲ定ム

第四章 組織

第四條 本會ハ郡市醫師會ヲ以テ組織ス

第五條 郡市醫師會ハ左記ノ標準ニヨリ會員中ヨリ其會ヲ代表スル議員ヲ選舉シ總會ニ出席セシム

會員 三十名以下 議員 一名

會員 三十一名以上 議員 二名

前項ノ議員定數ハ郡市醫師會ニ於テ一旦選定シタル後其會員數ニ異動ヲ生スルモ其議員ノ任期間變更セサルモノトス

議員疾病事故ノ爲總會ニ出席シ難キ場合ニ於テハ所屬醫師會長ハ公定ノ豫備員ヲシテ一時補充スルコトヲ得

但シ本項ノ補充ハ一時ニ止マルカ故ニ缺席議員ノ任期ニ變更ヲ及ボスコトナシ

第六條 議員ノ任期ヲ二ケ年トシ三月一日ヨリ起算ス

第七條 郡市醫師會ハ毎年三月一日現在會員ノ氏名議員及役員ノ氏名住所ヲ同月末日迄ニ本會事務所

ニ報告スヘシ

但シ議員及ヒ役員ニ異動ヲ生ジタルトキハ其都度報告ヲ要ス

第五章 役員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會頭 一名 副會頭 一名 理事 五名

第九條 會頭ハ本會ヲ代表シ一切ノ事務ヲ總理シ副會頭ハ會頭ヲ輔佐シ會頭事故アルトキハ之ヲ代理シ理事ハ會務ヲ處理ス

第十條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ選舉シ任期ヲ二ケ年トシ滿期再選スルコトヲ得但シ任期滿了後ト雖モ後任者未定中ハ勤續スルモノトス

第六章 會議

第十一條 本會ノ會議ハ總會及役員會トス、總會ハ毎年四月之ヲ開ク

臨時總會ハ會頭ノ意見又ハ議員十名以上ノ請求ニヨリ之ヲ開ク

役員會ハ會頭ノ意見又ハ役員半數以上ノ請求ニヨリ之ヲ開ク

第十二條 總會ヲ開カントスルトキハ會頭ハ十五日以前ニ開會通知狀ヲ發シテ議員ヲ招集スヘシ

第十三條 總會ノ會場開會期日及議案ハ十五日以前之ヲ郡市醫師會ニ通知スヘシ

第十四條 緊急事件ニシテ總會招集ノ暇ナキトキハ役員會ヲ以テ代決セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ其決議事項ニ就キ次回總會ノ承諾ヲ要ス

第十五條 郡市醫師會ヨリ提出スル總會ノ議案ハ毎年三月五日迄ニ本會事務所ニ送付スヘシ

第十六條 總會ニ於テ議スヘキ事件ハ會頭ヨリ豫メ郡市醫師會ニ通知シタル議案ニ限ル但急議ヲ要スル場合ハ此限ニアラス

第十七條 議員ハ理由ナクシテ總會ニ缺席スルコトヲ得ス

第七章 會計

第十八條 郡市醫師會ハ本會會費トシテ其會員一名ニ付金五十錢宛毎年四月ニ納付スヘシ但シ臨時費ヲ要スルトキハ總會ノ議決ヲ經テ追徴スルコトヲ得

第八章 附則

第十九條 醫師會規則第六條ニ據レル特別議員ハ議員ニ準シ總會ニ出席スルコトヲ得ルモ役員ノ選舉

權被選舉權ヲ有セス

第二十條 本則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ變更スルコトヲ得ス

第二十一條 本則ハ認可ノ日ヨリ實施ス

醫師法改正の結果大正九年三月二十六日の法人醫師會設立總會に於て議決された會則は左の通りである、其中「第五十四條ノ二」は健康保險診療引請の結果大正十五年十一月二十一日の臨時總會に於て追加されたのである。

岐阜縣醫師會々則 (大正九年三月廿六日制定 大正十五年十一月廿一日一部改正)

第一章 總則

第一條 本會ハ醫師會令ニ依リ之レヲ設立ス

第二條 本會ハ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ岐阜縣醫師會ト稱ス

第四條 本會ハ岐阜縣ヲ以テ其區域トス

第五條 本會ハ事務所ヲ岐阜市ニ置ク

第二章 會 員

第六條 第四條ノ區域内ニ在ル郡市醫師會ハ總テ本會ノ會員トス

第七條 郡市醫師會ハ會則及議決ヲ遵守スヘシ

第八條 郡市醫師會ハ左記事項ヲ速ニ本會ニ報告スヘシ

一、事務所ノ所在地及其異動

二、毎年四月一日現在ノ會員名簿

三、議員、豫備議員及役員ノ氏名並其異動

四、醫師會總會ノ狀況及施行シタル事項

第九條 郡市醫師會ハ醫事衛生ニ關シ意見ヲ本會ニ提出スル事ヲ得

前項ノ意見ハ之レヲ總會ニ報告シ若シクハ之レヲ總會ニ附議スルモノトス

第十條 郡市醫師會ハ其事業ニ關シ本會ノ援助ヲ求ムル事ヲ得

第三章 議員及豫備議員

第十一條 郡市醫師會ハ左記ノ標準ニ依リ其會員中ヨリ本會議員ヲ選舉スヘシ

會員二十人以内 議員 一名

會員二十人以上ハ二十五人又ハ其端數ヲ加フル毎ニ一名ヲ加フ

前項議員ノ任期ハ四月一日ヨリ起算シ二ケ年トス但シ重任ヲ妨ケス

第十二條 議員ノ選舉後ニ於テ郡市醫師會ノ會員數ノ異動ニ依リ選舉スヘキ議員ノ數ニ異動ヲ生スル

事アルモ次ノ改選期迄ハ其數ヲ更正セサルモノトス

第十三條 議員ノ選舉ハ郡市醫師會ノ總會ニ於テ之レヲ行フ

第十四條 一人ニシテ二以上ノ郡市醫師會ニ於テ議員ニ當選シタル時ハ最終ノ當選シタル日ヨリ十日

内ニ何レノ當選ニ應スヘキカ其ノ一ヲ定メ本會ニ届出ヘシ

前項ノ届出ナキ場合ハ會長抽籤シテ之レヲ定ム

第十五條 議員ニ闕員ヲ生シタル時ハ郡市醫師會ハ次ノ總會ニ於テ補缺選舉ヲ行フヘシ補缺ニ依リ就

任シタル議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十六條 議員ハ總會ニ出席スルコト能ハサルトキハ速ニ之ヲ本會ニ届出ツヘシ

第十七條 議員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ選舉アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第十八條 議員ハ會務ニ關スル記録及收支ニ關スル書類簿冊ノ閱覽ヲ求メ且之ニ關シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十九條 議員ハ郡市醫師會々則ノ定ムル所ニ依リ醫師會令第二十二條第一項第二號又ハ第三號ノ懲戒ヲ受ケタル時ハ解任セラレタルモノトス

第二十條 郡市醫師會ハ議員ト同數ノ豫備議員ヲ選舉シ議員事故アル時之ヲ代理スヘキ順位ヲ定ムヘシ

第四章 役員

第二十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

理事 八人

第二十二條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計ヲ分掌ス、會長及副會長事故アルトキハ理事ノ一人其職務ヲ代理ス

會長ハ理事中ヨリ常務理事ヲ指名スル事ヲ得

第二十三條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ選舉シ任期ヲ二ケ年トス但重任ヲ妨ケス役員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十四條 役員ニ闕員ヲ生シ會長ニ於テ其補缺ヲ必要ト認ムル時ハ總會ニ於テ補缺選舉ヲ行フ補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十五條 役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ選舉アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第二十六條 役員ニシテ郡市醫師會々則ノ定ムル所ニヨリ醫師會令第二十二條第一項第二號又ハ第三號ノ懲戒ヲ受ケタル時ハ解任セラレタルモノトス

第五章 會議

第二十七條 會議ハ定時總會臨時總會及役員會トス

第二十八條 定時總會ハ毎年六月會長之レヲ招集ス

臨時總會ハ役員會ノ議決又ハ議員三分ノ一以上ノ請求アリタル時會長之レヲ招集ス役員會ハ會長ノ意見又ハ役員半數以上ノ請求ニ依リ之レヲ招集ス

第二十九條 總會ニ於テハ每會議長及副議長ヲ選舉スヘシ

第三十條 會長ニ於テ總會ヲ招集セントストキハ開會ノ日時及場所ヲ指定シ議案ヲ具シ開會ノ日ヨリ十日前ニ之レヲ議員及郡市醫師會ニ通知スヘシ但シ緊急ノ場合ハ本項ノ期間ニ依ラサルコトヲ得會議ニ於テハ前項ノ規定ニヨル議案ノ外出席者半數以上ニ於テ緊急決議ヲ要スト認メタルモノニ限リ之レヲ議題トナスコトヲ得

第三十一條 定時總會ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ附議シ及報告スヘシ

- 一、豫算及決算
- 二、法令又ハ會則ニ規定セル事項
- 三、庶務及會計ニ關スル報告
- 四、施行シタル事業ニ關スル報告
- 五、其他必要ナル事項

第三十二條 總會ニ於テ議決ヲ要スル事項ハ醫師會令第十四條第一項及本則第五十一條ノ議決ヲ除クノ外總會ノ議決ニ依リ之ヲ役員會ニ委任スルコトヲ得

第三十三條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ郡市醫師會ニ報告スヘシ

第三十四條 役員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、總會ニ於テ役員會ニ委任シタル事項
- 二、總會ニ於テ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ緊急議決ヲ要スルモノ
- 三、總會ニ提出スヘキ議案
- 四、會長ヨリ諮問セラレタル事項

前項第二號ノ議決ハ次ノ總會ニ於テ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三十五條 總會ハ議員半數以上出席スルニ非レハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第三十六條 總會及役員會ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スヘシ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル處ニ依ル

第三十七條 議員及役員ハ會議ニ於テ自己ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其議事ニ參與スルコトヲ得

ス但シ會議ニ出席シ辯明ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ議場ノ秩序ヲ保持ス議長事故アル時ハ副議長之ヲ代理ス

第三十九條 會議中法令又ハ會則ニ違反シ其他議場ノ秩序ヲ紊ス者アル時ハ議長ハ之ヲ制止シ又發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサル時ハ發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムル事ヲ得

第四十條 議長ハ會議録ヲ調製シ出席者及缺席者ノ氏名會議又ハ選舉ノ顛末ヲ記載スヘシ

前項會議録ハ議長及議長ノ指名シタル議員二名以上署名スヘシ

第四十一條 前各條ノ外議事細則ハ會議ノ議決ヲ經テ之レヲ定ム

第六章 經費

第四十二條 毎年度豫算ハ會長之ヲ調製シ年度開始前定時總會ノ議決ヲ經ヘシ

豫算ヲ定時總會ニ提出スルトキハ會長ハ併テ財産表ヲ提出スヘシ

會長ハ總會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ總會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續

費ト爲スコトヲ得

第四十三條 豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ但シ總會ノ否決シタル費

途ニ充ツルコトヲ得ス

第四十四條 經費ノ收入ハ會費、使用料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十五條 會費ハ豫算ノ定ムル所ニ依リ郡市醫師會其ノ會員數ニ應ジ之ヲ負擔ス

前項ノ會員數ハ第八條第二號ノ會員名簿ニ依ル

第四十六條 會費ハ會長ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ本會ニ納付スヘシ

既納ノ會費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第四十七條 本會ハ醫事衛生上必要ト認ムル事業ニ對シテハ總會ノ議決ヲ經テ金品ヲ寄附シ又ハ補助

金ヲ交付スルコトヲ得

第四十八條 決算書ハ會長之ヲ調製シ次ノ定時總會ニ之ヲ報告シ其ノ認定ヲ求ムルコトヲ要ス

第七章 財産及營造物

第四十九條 本會ハ總會ノ議決ヲ經テ財産ノ一部ヲ基金トナスコトヲ得

第五十條 本會ハ營造物ヲ設置シ其使用者ヨリ使用料ヲ徵收スルコトヲ得
營造物ノ使用ニ關スル規定ハ役員會ニ於テ之レヲ定ム

第五十一條 基金ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非レハ其處分ヲ爲ス事ヲ得ス此場合ニ於テハ醫師會令第十四
條ノ例ニ依ル

財產ニシテ總會ニ於テ重要ト認ムル者ノ處分ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス

第八章 庶務及會計

第五十二條 會長ハ本會ノ事務ヲ處理セシムル爲事務員又ハ囑托員ヲ置クコトヲ得

第五十三條 議員、役員ニ支給スヘキ旅費、手當ニ關スル規定ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

事務員又ハ囑托員ニ支給スヘキ手當ハ會長適宜之ヲ定ム

第五十四條 本會ノ會計年度ハ毎年七月一日ニ始リ翌年六月三十日ニ終ル

第五十四條ノ二 本會ニ健康保險部ヲ置キ其規程ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム (大正十五年十一月二十一日追加)

第九章 雜則

第五十五條 本會ハ醫事衛生ニ關シ他ノ醫師會又ハ團體ト交渉協議ヲ爲スコトヲ得

其後更に醫師法及醫師會令改正の結果昭和九年六月二十日の總會に於て會則改正を議決した

岐阜縣醫師會々則

(大正九年三月廿六日制定)
(大正十五年十一月廿一日一部改正)
(昭和九年六月二十日一部改正)

第一章 總則

第一條 本會ハ醫師會令ニ依リ之ヲ設立ス

第二條 本會ハ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ岐阜縣醫師會ト稱ス

第四條 本會ハ岐阜縣ヲ以テ其區域トス

第五條 本會ハ事務所ヲ岐阜市ニ置ク

第二章 會員

第六條 第四條ノ区域内ニ在ル郡市醫師會ハ總テ本會ノ會員トス

第七條 郡市醫師會ハ會則及議決ヲ遵守スヘシ

第八條 郡市醫師會ハ左ノ事項ヲ遲滯ナク本會ニ報告スヘシ

一、事務所ノ所在地並其ノ異動

- 二、毎年三月一日現在ノ會員名簿
- 三、議員、豫備議員及役員ノ住所、氏名並其ノ異動（代議員ノ場合ハ其ノ旨）
- 四、豫備議員ノ議員代理順位
- 五、醫師會令第十八條第六號ノ規定ニ依リ醫業報酬ノ標準額ニ關シ議決又ハ施行シタル事項
- 六、會員ト診療委囑者トノ間ニ生シタル紛議ノ内容及醫師會令第十八條ノ二ノ規定ニ依リ調停ヲ爲シタル事項
- 七、醫師會令第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ニ具申シタル事項
- 八、醫師會令第二十二條第一項ノ規定ニ依ル會員懲戒ニ關スル事項
- 九、醫師會令第二十三條ノ二ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ受ケタル事項及之ニ對シ決定ヲ爲シタル事項
- 十、醫師會令第二十三條ノ二ノ規定ニ依リ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起シタル事項
- 十一、醫師會令第二十四條ノ規定ニ依リ地方長官ヨリ處分セラレタル事項
- 十二、醫師會令第二十六條ノ二ノ規定ニ依リ行政官廳ニ報告ヲ爲シタル事項又ハ行政官廳ヨリ會務

執行又ハ財産ノ狀況ノ検査ヲ受ケタル事項

- 十三、醫師會令第三十條ノ規定ニ依リ内務大臣ニ訴願シタル事項
- 十四、醫師會ノ總會ニ關スル事項
- 十五、醫師會ニ於テ施行シタル事項
- 十六、前各號ノ外本會會務執行上必要ナル事項
- 第九條 郡市醫師會ハ醫事衛生ニ關シ意見ヲ本會ニ提出スル事ヲ得
前項ノ意見ハ之レヲ總會ニ報告シ若シクハ之レヲ總會ニ附議スルモノトス
- 第十條 郡市醫師會ハ其事業ニ關シ本會ノ援助ヲ求ムル事ヲ得

第三章 議員及豫備議員

- 第十一條 郡市醫師會ハ其ノ會員中ヨリ本會議員ヲ選舉スヘシ
前項議員ノ數ハ會員二十人以内ノ郡市醫師會ニ在リテハ一人トシ會員二十人ヲ超ユルモノニ在リテハ會員二十五人又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ一名ヲ加フ其ノ會員ノ數ハ第八條第二號ノ會員名簿ニ依ル

第十二條 議員ノ選舉後ニ於テ郡市醫師會ノ會員數ノ異動ニ依リ選舉スヘキ議員ノ數ニ異動ヲ生スル事アルモ次ノ改選期迄ハ其數ヲ更正セサルモノトス

第十三條 議員ノ選舉ハ郡市醫師會ノ定時總會ニ於テ出席者ノ投票ニ依リ之レヲ行フ

前項議員ノ選舉ハ總會ノ議決ヲ以テ別段ノ方法ニ依ルコトヲ得

第十四條 前條ノ規定ニ依ル選舉ハ投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票數同シキトキハ年

齡多キ者ヲ取り年齡亦同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第十五條 一人ニシテ二以上ノ郡市醫師會ニ於テ議員ニ當選シタル時ハ最終ノ當選シタル日ヨリ十日

内ニ何レノ當選ニ應スヘキカ其ノ一ヲ定メ本會ニ届出ヘシ

前項ノ届出ナキ場合ハ會長抽籤シテ之レヲ定ム

第十六條 議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

第十七條 議員ニ闕員ヲ生シタル時ハ郡市醫師會ハ次ノ總會ニ於テ補缺選舉ヲ行フヘシ補缺ニ依リ就

任シタル議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條 議員ハ總會ニ出席スルコト能ハサルトキハ速ニ之ヲ本會ニ届出ツヘシ

第十九條 議員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ選舉アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第二十條 議員ハ會務ニ關スル記録及收支ニ關スル書類簿冊ノ閱覽ヲ求メ且之ニ關シ質問ヲ爲スコト

ヲ得

第二十一條 議員ハ郡市醫師會々則ノ定ムル所ニ依リ醫師會令第二十二條第一項第二號又ハ第三號ノ

懲戒ヲ受ケタル時ハ解任セラレタルモノトス

第二十二條 郡市醫師會ハ議員ト同數ノ豫備議員ヲ選舉シ議員事故アル時之ヲ代理スヘキ順位ヲ定ム

ヘシ

第四章 役員

第二十三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

理事 八人

第二十四條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計ヲ分掌ス、會長及副會長事故アルトキハ理事ノ一人其職務ヲ代理ス

會長ハ理事中ヨリ常務理事ヲ指名スルコトヲ得

第二十五條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ選舉ス但總會ノ決議ニ依リ郡市醫師會ノ會員中ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

役員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十六條 役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

第二十七條 役員ニ闕員ヲ生シ會長ニ於テ其ノ補闕ヲ必要ト認ムル時ハ總會ニ於テ補闕選舉ヲ行フ補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十八條 役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ選舉アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第二十九條 役員ニシテ郡市醫師會々則ノ定ムル所ニヨリ醫師會令第二十二條第一項第二號又ハ第三

號ノ懲戒ヲ受ケタル時ハ解任セラレタルモノトス

第五章 評議員

第三十條 本會ニ評議員ヲ置ク

評議員會ハ會長ノ諮問ニ應シ重要ナル會務ヲ評議ス

評議員ハ郡市醫師會長ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ名譽職トス但シ旅費其ノ他會務ノ爲メニ要シタル實費ハ之ヲ支給ス

第六章 會議

第三十一條 會議ハ定時總會臨時總會及役員會トス

第三十二條 定時總會ハ毎年六月會長之ヲ招集ス

臨時總會ハ役員會ノ議決又ハ議員三分ノ一以上ノ請求アリタル時會長之レヲ招集ス
役員會ハ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ役員半數以上ノ請求ニ依リ之レヲ招集ス

第三十三條 總會ニ於テハ每會議長及副議長ヲ選舉スヘシ

第三十四條 會長ニ於テ總會ヲ招集セントスルトキハ開會ノ日時及場所ヲ指定シ議案ヲ具シ開會ノ日

ヨリ七日前ニ之レヲ議員及郡市醫師會ニ通知スヘシ但シ緊急ノ場合ハ本項ノ期間ニ依ラサルコトヲ得

會議ニ於テハ前項ノ規定ニヨル議案ノ外出席者半數以上ニ於テ緊急決議ヲ要スト認メタルモノニ限リ之レヲ議題トナスコトヲ得

第三十五條 定時總會ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ附議シ及報告スヘシ

- 一、豫算及決算
- 二、法令又ハ會則ニ規定セル事項
- 三、庶務及會計ニ關スル報告
- 四、施行シタル事業ニ關スル報告
- 五、其他必要ナル事項

第三十六條 總會ニ於テ議決ヲ要スル事項ハ醫師會令第十四條第一項及本則第五十五條ノ議決ヲ除クノ外總會ノ議決ニ依リ之ヲ役員會ニ委任スルコトヲ得

第三十七條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ之レヲ郡市醫師會ニ報告スヘシ

第三十八條 役員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、總會ニ於テ役員會ニ委任シタル事項
- 二、總會ニ於テ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ緊急議決ヲ要スルモノ
- 三、總會ニ提出スヘキ議案
- 四、會長ヨリ諮問セラレタル事項
- 五、醫師會令第三十四條ノ二ノ規定ニ依ル異議申立ニ關スル事項
- 六、其他必要ナル事項

前項第二號ノ議決ハ次ノ總會ニ於テ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三十九條 總會ハ議員半數以上出席スルニ非レハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第四十條 總會及役員會ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之レヲ爲スヘシ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル處ニ依ル

第四十一條 議員及役員ハ會議ニ於テ自己ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ會議ニ出席シ辯明ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ議場ノ秩序ヲ保持ス議長事故アル時ハ副議長之ヲ代理ス

第四十三條 會議中法令又ハ會則ニ違反シ其他議場ノ秩序ヲ紊ス者アル時ハ議長ハ之ヲ制シ又發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサル時ハ發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムル事ヲ得

第四十四條 議長ハ會議録ヲ調製シ出席者及缺席者ノ氏名、會議又ハ選舉ノ顛末ヲ記載スヘシ

前項會議録ハ議長及議長ノ指名シタル議員二名以上署名スヘシ

第四十五條 前各條ノ外議事細則ハ會議ノ議決ヲ經テ之レヲ定ム

第七章 經費

第四十六條 毎年度豫算ハ會長之ヲ編成シ年度開始前定時總會ノ議決ヲ經ヘシ

豫算ヲ定時總會ニ提出スルトキハ會長ハ併テ財産表ヲ提出スヘシ

會長ハ總會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ總會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第四十七條 豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ但シ總會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第四十八條 經費ノ收入ハ會費、使用料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之レニ充ツ

第四十九條 會費ハ豫算ノ定ムル所ニ依リ郡市醫師會其ノ會員數ニ應シ之レヲ負擔ス前項ノ會員數ハ

第八條第二號ノ會員名簿ニ依ル

郡市醫師會ニシテ經費ノ分賦ニ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタルトキヨリ三十日以内ニ其ノ事由ヲ詳具シ本會ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本會ハ二月以内ニ役員會ノ議決ヲ經テ決定ヲ爲シ之ヲ當該郡市醫師會ニ通知スルモノトス

前項ノ決定ヲ受ケタル郡市醫師會其ノ決定ニ不服ニシテ地方長官ニ訴願セムトスルトキハ本會ヲ經由スルコトヲ要ス

第五十條 會費ハ會長ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ本會ニ納付スヘシ
既納ノ會費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第五十一條 本會ハ醫事衛生上必要ト認ムル事業ニ對シテハ總會ノ議決ヲ經テ金品ヲ寄附シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第五十二條 決算書ハ會長之ヲ調製シ次ノ定時總會ニ之ヲ報告シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第八章 財産及營造物

第五十三條 本會ハ總會ノ議決ヲ經テ財産ノ一部ヲ基金トナスコトヲ得

第五十四條 本會ハ營造物ヲ設置シ其使用者ヨリ使用料ヲ徵收スルコトヲ得

營造物ノ使用ニ關スル規定ハ役員會ニ於テ之レヲ定ム

第五十五條 基金ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非レハ其處分ヲ爲ス事ヲ得ス此場合ニ於テハ醫師會令第十四條ノ例ニ依ル

財産ニシテ總會ニ於テ重要ト認ムル者ノ處分ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス

第九章 庶務及會計

第五十六條 會長ハ本會ノ事務ヲ處理セシムル爲事務員又ハ囑託員ヲ置クコトヲ得

第五十七條 議員、役員ニ支給スヘキ旅費、手當ニ關スル規定ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

事務員又ハ囑託員ニ支給スヘキ手當ハ會長適宜之ヲ定ム

第五十八條 本會ノ會計年度ハ毎年七月一日ニ始リ翌年六月三十日ニ終ル

第五十九條 本會ニ健康保險部ヲ置キ其規定ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第六十條 本會ハ會務ノ施行上調査研究ノ必要アル場合ハ特別機關ヲ設クルコトヲ得

第十章 制 裁

第六十一條 議員又ハ役員ノ行爲ニシテ法令、會則若ハ議決ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ會長ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ解任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ醫師會令第十四條ノ例ニ依ル

第十一章 雜 則

第六十二條 本會ハ醫事衛生ニ關シ他ノ醫師會又ハ團體ト交渉協議ヲ爲スコトヲ得

第十二章 附 則

第六十三條 本會則ハ認可ノ日ヨリ之ヲ實施ス

其後昭和十三年六月二十七日の總會に於て第三十二條及第五十八條が左の如く修正された。

第三十二條 定時總會ハ毎年五月會長之ヲ招集ス
第五十八條 本會會計年度ハ毎年六月一日ニ始マリ翌年五月三十日ニ終ル

組織の變更

大正八年四月法律第五十七號を以て醫師法は改正せられた、而して醫師會は法人格を與へられ強制設立となつた、即ち左の如くである。

第八條 醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スベシ

郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スベシ

郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

續いて同年九月勅令第四百二十九號を以て醫師會令が發布せられた其第五條第一項には

道府縣醫師會ノ設立ハ道府縣廳所在地ノ郡市區醫師會ノ會長設立委員トナリ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ベシ

とあり第六條第一項には

醫師會ノ設立總會ニ於テ醫師會設立ノ決議ヲ爲シタルトキハ設立委員ハ會則案ヲ添ヘ速ニ其認可ヲ

地方長官ニ申請スベシ

となつて居る、即ち本會の設立總會は大正九年三月二十六日岐阜市醫師會長天野暢二氏に依りて招集せられたのである、此總會に各郡市區醫師會より選出せられたる委員は左の如くである。

郡市區醫師會名	定員	選出委員
岐阜	三人	小坂慶二 山田永俊 吉村良雄
大垣	二人	菅原廣吉 田中令吉
稲葉	二人	青木泰一 岩佐兼吉
羽島	二人	山田良彦 長谷川二郎
海津	一人	伊藤俊夫
養老	一人	岡田祥美
不破	二人	岩田芳之助 多賀春榮

安八	一人	野村玉治郎	
揖斐	二人	窪田楨太郎	名和彰
本巢	二人	野川杏太郎	缺
山縣	一人	森倉治郎	
武儀	二人	西尾一二	天野清三郎
郡上	二人	楠太門	加藤米吉
加茂	二人	加藤浩	座馬金太郎
可兒	一人	田原總尾	
土岐	二人	缺	缺
惠那	三人	井口琢次郎	缺
大野	二人	永井環	二宮信一
益田	一人	高橋謙	
吉城	二人	缺	缺

本會に於て會則案を議決して假役員を選擧した。
 次で設立委員よりの申請に對し左の如く指令が有つたので始めて組織を變更された法定醫師會となつた譯である。

岐阜縣指令衛第三七一二號

岐阜縣醫師會設立委員

岐阜市醫師會長 天野暢二

大正九年四月二日附申請岐阜縣醫師會設立ノ件認可ス

大正九年四月十二日

岐阜縣知事 鹿子木小五郎 囑

歴代の役員

明治四十年九月十五日第一次總會當選

會頭 佐々木 曠 副會頭 窪田楨太郎

理事 內田謙作 青木泰一 杉直次 西尾一二

山口玄樹

明治四十一年四月二十七日第二次總會當選

會頭 佐々木 曠 副會頭 窪田楨太郎

理事 內田謙作 青木泰一 杉直次 西尾一二

山口玄樹

明治四十二年五月七日第三次總會當選

會頭(補缺) 小坂慶二

理事(同) 青木泰一 山口玄樹 杉直次 野村玉治郎

明治四十三年五月十五日第四次總會當選

會頭 小坂慶二 副會頭 岡村利平

理事 杉直次 青木泰一 野村玉治郎 伊藤俊夫

伊藤階

明治四十五年五月二十八日第六次總會當選

會頭 小坂慶二 副會頭 岡村利平

理事 山田永俊 山口玄樹 西尾一二 平手元次郎

伊藤俊夫

大正三年五月二十八日第八次總會當選

會頭 小坂慶二 副會頭 加藤浩

理事 山田永俊 伊藤階 伊藤俊夫 野村玉治郎

青木泰一

大正五年五月二十五日第十次總會當選

會頭 小坂慶二 副會頭 後藤己巳造

理事 山田永俊 青木泰一 山口玄樹 西尾一二

兒玉辰助 加藤浩 伊藤階 伊藤俊夫

大正七年五月十八日第十二次總會當選

會頭 小坂慶二 副會頭 岡村利平
 理事 山田永俊 青木泰一 西尾一二 伊藤階

野村玉治郎 井上三郎 伊藤俊夫 山口玄樹

醫師法改正せられて法人組織となり強制設立となりたるを以て更に各郡市醫師會より委員を選定し大正九年三月二十六日本會設立總會を開會せり、其際選舉せられたる假役員左の如し。

會長 小坂慶二 副會長 窪田楨太郎

理事 山田永俊 青木泰一 西尾一二 加藤浩

伊藤俊夫 野村玉治郎 井上三郎 岡村利平

大正九年六月十七日第一回定時總會當選

會長 小坂慶二 副會長 窪田楨太郎

理事 山田永俊 青木泰一 井上三郎 加藤浩

西尾一二 野村玉治郎 岡村利平 高橋謙

大正十一年六月十一日第三回總會當選

會長 小坂慶二 副會長 山田永俊

理事 田中令吉 窪田楨太郎 青木泰一 山口玄樹

野村玉治郎 高橋謙 山田良彦 馬淵純三

大正十二年六月十日第四回總會當選

理事 (補缺) 足立謙治

大正十三年六月十五日第五回總會當選

會長 山田永俊 副會長 山口玄樹

理事 青木泰一 足立謙治 山田良彦 高橋謙

田中令吉 野村玉治郎 度會保十 船渡信治郎

大正十五年六月二十日第七回總會當選

會長 山田永俊 副會長 山口玄樹

理事 田中令吉 船渡信治郎 山田良彦 高橋謙

竹中進成 足立謙治 野村玉治郎 度會保十

昭和三年六月十日第九回總會當選

會長	山田 永俊	副會長	山口 玄樹
理事	竹中 進成	船渡 信治郎	野村 玉治郎
	足立 謙治	高橋 謙	菅原 廣吉
			若山 浩

昭和四年六月十六日第十回總會當選

理事 (補缺) 水口 周平

昭和五年六月十五日第十一回總會當選

會長	山田 永俊	副會長	山口 玄樹
理事	船渡 信治郎	水口 周平	竹中 進成
	度會 保十	若山 浩	足立 謙治
			高木倉 三郎

昭和七年六月十九日第十三回總會當選

會長	山田 永俊	副會長	度會 保十
理事	船渡 信治郎	竹中 進成	水口 周平
			野村 玉治郎

若山 浩	足立 謙治	高木倉 三郎	伊藤 俊夫
------	-------	--------	-------

昭和八年六月二十五日第十四回總會當選

副會長 (補缺) 上田 豐

昭和九年六月二十日第十五回總會當選

會長	山田 永俊	副會長	上田 豐
理事	船渡 信治郎	山村 銹二	水口 周平
	竹中 進成	廣瀬 文岳	伊藤 俊夫
			高木倉 三郎

昭和十一年六月十八日第十七回總會當選

會長	山田 永俊	副會長	上田 豐
理事	船渡 信治郎	山村 銹二	淺井 三郎
	千葉 泰一郎	伊藤 俊夫	廣瀬 文岳
			堀澤 乙彦

昭和十三年六月二十七日第十九回總會當選

會長	山田 永俊	副會長	上田 豐
----	-------	-----	------

理事 廣瀬文岳 船渡信治郎 山村銹二 千葉泰一郎
 野村仁 堀澤乙彦 淺井三郎 生田治

事務所の位置

- 一、明治四十年九月創立以來 岐阜市金町 佐々木 曠方
 - 一、明治四十一年五月以來事務取扱所 揖斐郡養基村 窪田楨太郎方
 - 一、明治四十二年一月以來 同上 岐阜市若宮町五丁目 杉 直 次方
 - 一、明治四十三年五月以來 岐阜市秋津町 私立小坂病院内
 - 一、大正十三年六月以來 岐阜市京町 山田眼科院内
- 昭和十一年六月十八日の第十七回總會に於て醫師會館建設特別會計が設定せられて遂に市有地三百餘坪の拂下げを受け茲に建設を見たのである。
- 一、昭和十三年十一月より 岐阜市美江寺町 岐阜縣醫師會館

會頭及會長に對する感謝決議

第一次總會に於て佐々木會頭に對し左の如き感謝狀が決議された。

佐々木曠君常ニ繁劇ノ身ヲ以テ多年醫界ノ改善ヲ圖リ客歲醫師法制定以來我縣醫師會創立ノ任ニ當リ其盡瘁セラレタル功勞實ニ多大ナリトス、茲ニ本會ハ滿場一致ノ決議ヲ以テ感謝ノ意ヲ表ス

明治四十年九月十六日

前記本會ノ決議ヲ證明シ貴下ニ之ヲ贈呈スルハ本職等ノ最モ光榮トスル所ナリ

岐阜縣醫師會議長 内田謙作[㊦]
 岐阜縣醫師會副會頭 窪田楨太郎[㊦]

大正十三年六月小坂會長退任に際しては同月の總會に於て感謝狀及記念品を贈呈することを決議し文案及品目は之を役員會に一任した役員會に於ては左の如き感謝狀及物品を贈つた。

感謝狀

一、夜燈 壹基

貴下本會會長ノ職ニ在ルコト十有六年ニシテ退職セラル其功勞多大ナリ依テ總會ノ決議ニヨリ前記ノ物品ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス

大正十三年六月二十日

岐阜縣醫師會長 山田 永俊

歴代の議長と副議長

本會總會に於ては會則の定むる處に依り議長及副議長を選舉する事になつて居る、即ち其當選者は左の如くである。

第一次總會 明治四十年九月十五六日

議長 内田謙作 副議長 岡村利平

第二次總會 明治四十一年四月二十七日

議長 内田謙作 副議長 岡村利平

第三次總會 明治四十二年五月七日

議長 内田謙作 副議長 窪田楨太郎

第四次總會 明治四十三年五月十五日

議長 窪田楨太郎 副議長 岡村利平

第五次總會 明治四十四年五月二十七日

議長 伊藤階 副議長 後藤武藏

第六次總會 明治四十五年五月二十八日

議長 岡村利平 副議長 山口玄樹

第七次總會 大正二年五月二十一日

議長 小坂慶二 副議長 岡村利平

第八次總會 大正三年五月二十八日

議長 佐々木曠 副議長 伊藤階

第九次總會 大正四年五月十五日

議長 佐々木曠 副議長 林 淳一

第十次總會 大正五年五月二十五日

議 長 窪田 楨太郎
副議長 林 淳一
第十一次總會 大正六年五月二十八日

議 長 窪田 楨太郎
副議長 井上 三郎
第十二次總會 大正七年五月十八日

議 長 伊 藤 階
副議長 岡村 利平
第十三次總會 大正八年五月十八日

議 長 窪田 楨太郎
副議長 西尾 一二
醫師法改正法人組織に變更の爲め大正九年三月二十六日設立總會を開く。

第一回定時總會 大正九年六月十七日
議 長 小坂 慶二
副議長 岡村 利平

第二回定時總會 大正十年六月十七日
議 長 岡村 利平
副議長 山田 良彦

第三回定時總會 大正十一年六月十一日
議 長 岡村 利平
副議長 山田 良彦

第四回定時總會 大正十二年六月十日
議 長 小坂 慶二
副議長 山口 玄樹

第五回定時總會 大正十三年六月十五日
議 長 山田 永俊
副議長 山田 永俊

第六回定時總會 大正十四年六月十四日
議 長 山口 玄樹
副議長 山口 玄樹

第七回定時總會 大正十五年六月二十日
議 長 伊藤 俊夫
副議長 曾我 正三

臨時總會 大正十五年十一月二十一日
議 長 坂井 雅太郎
副議長 大野間 岩之助

第八回定時總會 昭和二年六月十二日
議 長 坂井 雅太郎
副議長 若山 浩

- 第九回定時總會 昭和三年六月十日
議長 吉村良雄 副議長 水口周平
- 第十回定時總會 昭和四年六月十六日
議長 吉村良雄 副議長 水口周平
- 第十一回定時總會 昭和五年六月十五日
議長 吉村良雄 副議長 水口周平
- 第十二回定時總會 昭和六年六月十五日
議長 吉村良雄 副議長 水口周平
- 第十三回定時總會 昭和七年六月十九日
議長 水口周平 副議長 恩田憲和
- 第十四回定時總會 昭和八年六月二十五日
議長 水口周平 副議長 山村銹二
- 第十五回定時總會 昭和九年六月二十日
議長 水口周平 副議長 山村銹二

歴代の本會議員

(括弧内の数字は總會の順次)

- 第十六回定時總會 昭和十年六月十八日
議長 水口周平 副議長 山村銹二
- 第十七回定時總會 昭和十一年六月十八日
議長 山村銹二 副議長 千葉泰一郎
- 第十八回定時總會 昭和十二年六月二十五日
議長 山村銹二 副議長 守屋直朋
- 第十九回定時總會 昭和十三年六月二十七日
議長 奥村茂 副議長 三輪鼎
- 第二十回定時總會 昭和十三年六月二十七日
議長 岩田芳之助 副議長 日比野恭四郎

明治四十年九月第一次總會より出席
岐阜市醫師會選出

佐々木 曠 (1、2)

杉 直次 (1, 2, 3, 4, 5)

山崎秋津麿 (1)

坂井雅太郎 (1)

小坂慶二 (3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

山田永俊 (6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

大正九年六月組織變更後第一回總會より出席

小坂慶二 (1, 2, 3, 4)

山田永俊 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

吉村良雄 (1, 2, 3, 4, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

馬淵純三 (1, 2, 3, 4)

船渡信治郎 (5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

坂井雅太郎 (5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12)

坂田清造 (5, 6)

渡邊柳吉 (7, 8)

山口新平 (8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

中島 豊 (13, 14, 15, 16, 17)

山内 要 (16, 17)

森川英之助 (18, 19)

渡邊辰雄 (18)

野村 仁 (19)

大垣市醫師會 (大正九年四月設立)

田中令吉 (13)

組織變更後

田中令吉 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)

菅原廣吉 (1, 9, 10)

鈴木 曠 (2, 3)

稻葉郡醫師會選出

高木倉三郎 (4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16)
 淺井三郎 (11、12、13、14、15、16、17、18、19)
 江馬春齡 (17、18、19)
 兒玉勇 (17、18、19)

組織變更後

青木泰一 (1、2、3、4、5、6)
 大野啓市郎 (1)
 岩佐兼吉 (1、2、4、12、13)
 丸山守一郎 (3)
 神谷將隆 (5、6、7、8、9、10、11)
 堀江治三郎 (5)

羽島郡醫師會

岩佐兼吉 (1、2、3、4)
 神谷將隆 (4、5、6)
 菱川圭二 (5、6、7、8、9、10、11、12)
 竹中進成 (7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18)
 廣瀬文岳 (7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19)
 柳原茂樹 (19)
 磯野誠道 (19)
 福井禰之助 (1、6、7、10、11、12、13)
 鈴木初吉 (1)
 角田貞次郎 (2、3、4、5、8、9)
 組織變更後
 山田良彦 (1、2、3、4、5、6、7、8)

福井 禰之助 (1, 2)

長谷川 二郎 (7, 8)

近藤 重四郎 (9)

伊藤 實二 (9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

林 鎌三郎 (10, 11, 12)

巖田 博治 (13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

海津郡醫師會

伊藤 俊夫 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

組織變更後

中原 順吉 (1, 2)

吉田 助次郎 (3)

河合 道次 (4, 9, 10, 11)

伊藤 俊夫 (5, 6, 7, 8, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

養老郡醫師會

山口 玄樹 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 13)

野村 銳一 (9, 12)

組織變更後

岡田 祥美 (1, 2)

山口 玄樹 (3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12)

日比野 恭四郎 (13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

不破郡醫師會

岩田 芳之助 (1, 2, 3, 6)

岩田 英策 (1, 4, 5)

多賀 春榮 (7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

組織變更後

岩田 芳之助 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

多賀春榮 (19)

安八郡醫師會

内田謙作 (1, 2, 3, 4)

菅原廣吉 (1)

田中令吉 (1)

西松義夫 (1)

兒玉辰助 (1, 9, 10, 11)

野村玉治郎 (2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13)

平手元次郎 (5, 6, 7, 8, 11)

組織變更後 (此時已に大垣に市制施行され分離せり)

野村玉治郎 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

揖斐郡醫師會

窪田楨太郎 (1, 2, 3, 4)

若山浩 (1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

佐良木俊圭 (1)

勝野貞二 (3, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 13)

大久保肇 (10, 11)

組織變更後

窪田楨太郎 (1, 2, 3, 4)

名和彰 (1, 2, 3, 4)

若山浩 (5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

山村鏐二 (5, 6, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

青木守信 (7, 8, 9, 10, 11, 12)

本巢郡醫師會

井上秀齋 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)

安藤石男 (1)

井上三郎 (8, 10, 11, 12, 13)

野川杏太郎 (9)

組織變更後

井上三部 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14)

野川杏太郎 (1, 2, 3, 4)

井上秀齋 (5, 6, 7)

白木有朋 (8)

青木泉 (9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16)

守屋眞朋 (17, 18, 19)

説田順一 (17, 18, 19)

山縣郡醫師會

山田巳鶴 (1)

松久安吉 (2)

松久主馬吉 (3, 4, 5)

渡邊錠造 (6, 7)

林千萬樹 (8)

伴齡齋 (9)

三輪鼎 (10, 11)

左合玄齡 (12, 13)

組織變更後

森倉治郎 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)

三輪鼎 (9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

武儀郡醫師會

西尾一二 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13)

阿部房吉 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

五井貫三 (1)

天野清三郎 (1)

太田順一 (8)

組織變更後

西尾一二 (1, 2)

阿部房吉 (1)

天野清三郎 (1)

足立謙治 (2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16)

小林良二 (3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12)

恩田憲和 (3, 4, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

林文桂 (5, 6, 7, 8, 9, 10)

大野恭三郎 (17, 18, 19)

郡上郡醫師會

北山一庵 (1)

池戸正澄 (1, 2)

淺井意誠 (1)

富岡信芳 (1, 3, 4, 5, 6, 13)

河合齊二 (1)

戸澤三策 (1, 2)

三輪英逸 (3, 4)

三輪鼎治 (5, 6)

加藤米吉 (7, 8, 9, 10, 11, 12)

楠太門 (7, 8, 9)

林吉藏 (11, 12)

西脇謙造 (13)

組織變更後

田中健吉 (1, 2)

杉本逸平 (1、2)
 堀谷朔治 (3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)
 河合一雄 (3、4、5、6)
 林昌藏 (7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19)
 山崎直人 (17、18)
 楠太門 (19)
 加茂郡醫師會
 五斗信吉 (2、3、4、5)
 奥村茂 (2)
 丹羽泰雄 (3、4、5、6、7、9)
 加藤浩 (6、7、8、9、10、11、12、13)
 今井米吉 (8)
 座馬金太郎 (10、11、12、13)

組織變更後

加藤浩 (1、2)
 座馬金太郎 (1、2)
 奥村茂 (3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19)
 安江彰 (3、4、5、6、7、8、9)
 酒向三五郎 (10、11、12、13、14、15、16、17、18、19)
 可兒郡醫師會
 校條靜夫 (1)
 藤掛彰 (2)
 間鉾太郎 (3、4、5)
 杉山若馬 (6)
 岡田黃金圓 (7、8、9、10、11)
 田原總尾 (12、13)

組織變更後

田原總尾 (1、2、3、7、8、9、10)

廣瀬助三郎 (4、5、6)

堀澤乙彦 (11、12、13、14、15、16、17、18、19)

土岐郡醫師會

伊藤階 (1、5、6、7、8、9、10、11、12、13)

水野直道 (1、2)

倉矢信之助 (2、3、4)

組織變更後

生田治 (1、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19)

加藤景一 (1)

奥村曠 (2、3、4、5、6、7、8)

度會保十 (2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13)

大竹市正 (14、15、16、17、18)

校條靜夫 (19)

惠那郡醫師會

林淳一 (1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13)

井口琢次郎 (1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13)

原賴幸 (1)

篠原末吉 (1、2)

組織變更後

林淳一 (1、2、3、4)

井口琢次郎 (1、2、3、4)

曾我正三 (1、2、3、4、5、6、7、8)

古田三夫 (5、6、7、8)

水野馨 (5、6、7、8、11、12、13、14、15、16、17、18、19)

竹川昇 (9, 10)
 上田豊 (9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)
 林三郎 (9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16)
 伊藤公道 (17, 18, 19)

益田郡醫師會

高橋謙 (1, 3, 5, 8, 10, 11)
 中田忠太郎 (2)
 荅最勝 (4)
 大前玄榮 (6)
 廣瀬春貞 (7)
 廣瀬建司 (9)
 龍田恭齋 (12)
 小池房次郎 (13)

組織變更後

高橋謙 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9)

中田盈疇 (10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19)

大野郡醫師會

(昭和十一年十月高山町大名田町が合併して高山市となりしも醫師會の區域は變更せず高山市醫師會を組織す)

姫田直廉 (1, 2)

都竹廣之助 (1, 2)

川上倭香 (3)

永井松元 (3)

後藤武藏 (4, 5, 10, 11)

西本達郎 (4, 5, 12, 13)

水口周平 (6)

中井愿泰 (6)

永井環 (7)

高井盛策	(7)
前田豐吉	(8)
柿本義一	(8)
土川節三	(9、10)
大沼久一郎	(9)
林隆平	(11、12)
二宮信一	(13)
組織變更後	
千葉泰一郎	(1、2、15、16、17、18、19)
前田豐吉	(2、3)
八賀重藏	(3、4)
岩佐利一	(4、5)
種藏十郎	(5、6)

大野間岩之助	(6、7)
加藤專一	(7、8、17、18、19)
水口周平	(8、9、10、11、12、13、14、15、16)
中村清雄	(9)
野村朋一	(10、11)
水野浩	(12)
谷口泰道	(13)
田中眞一郎	(14)
吉城郡醫師會	
岡村利平	(1、2、5、6、7、8、9、10、11、12、13)
十樂貞造	(3、4、8、9、10、11)
千葉初太郎	(6、7)
清田哲二	(12、13)

組織變更後

- 岡村利平 (1, 2)
- 内藤清 (1, 2)
- 垣内昇 (3, 4)
- 近岡正義 (3, 4)
- 田口源七郎 (5, 6, 7, 8, 9, 10)
- 千葉初太郎 (5)
- 藤本叔造 (6)
- 後藤峰之助 (7, 8, 9, 10, 11, 12)
- 河合清雄 (13, 14, 17, 18, 19)
- 平澤正三 (15, 16, 17, 18, 19)
- 種藏十郎 (15, 16)

特別議員 (明治四十年九月本會創立以來組織變更に至る迄醫師會令に依り知事の任命したるもの)

- 小坂慶二 (1, 2)
- 古市亨 (1)
- 鈴木豊治 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)
- 勝野井素一 (1, 2, 3, 4)
- 辻野右市 (2)
- 土屋清三郎 (3, 4)
- 佐々木曠 (3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)
- 中村男也 (5, 6, 7, 8)
- 川久保定三 (5, 6, 7, 8, 9, 10, 11)
- 窪田楨太郎 (7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)
- 伏屋頼造 (9, 10)
- 天津創 (11)
- 助川浩 (12, 13)

會費の沿革

本會々員たる各郡市醫師會に於て負擔すべき會費は其會員一人當りが左の如く變化して居る。

- 一、明治四十年より四十四年度迄 金五十錢
- 一、同 四十五年より大正五年度迄 金七十錢
- 但大正四五兩年度は三十錢宛追徴せり
- 一、大正六年度より八年度迄 金壹圓
- 一、同 九年度より十二年度迄 金貳圓
- 一、同 十三年より昭和四年度迄 金貳圓五十錢
- 一、昭和五年度より同八年度迄 金參圓
- 一、同 九年度より同十年度迄 金參圓五十錢
- 一、同 十一年より同十二年度迄 金四圓五十錢

一、同 十三年より

金五圓

右會費中より大日本醫師會(大正十二年十一月組織變更日本醫師會ト稱ス)日本醫師會の會費及關西醫師大會寄附金を支出しつゝあるが其沿革は左の如くである。

大日本醫師會、日本醫師會々費負擔

- 一、大正五年より同七年度迄 郡市醫師會員一人に付 金十錢
- 一、大正八年度 同 金十五錢
- 一、大正九年より同十二年度迄 同 金貳拾五錢
- 一、大正十三年度より昭和十年度迄 同 金壹圓

注 大正十二年度迄は代議員及評議員の上京手當は本會負擔なりしが同十三年よりは其旅費日當は日本醫師會に於て支拂ふこととなり。

尙此間昭和九年度に於ては臨時支出多かりしを以て金五十錢を追徴せり。

- 一、昭和十一年より 同 金貳圓

關西醫師大會々費負擔

一、昭和十一年度迄は
一、昭和十二年度より

毎年 金参拾圓寄附
郡市會員一名に付金十錢づゝ

會員數の増減

設立當時の會員は一市十八郡の醫師會なりしが大正七年四月安八郡より分離して大垣市が獨立し醫師會亦分離して市醫師會を組織し昭和十一年十月一日には大野郡より分離して高山市が獨立したるが醫師會は地方長官に於て必要と認められ郡市の區域に拘らず高山市大野郡醫師會を組織せり而して各郡市醫師會の會員數を五年毎に表示すれば實に左の如き變化を示せり。

郡市會名	明治四十年	大正二年	大正七年	大正十二年	昭和三年	昭和八年	昭和十三年
岐阜	三	四七	六一	八二	一一〇	一二〇	一三五
大垣	一	一	二六	三〇	三六	三八	四九
稲葉	三八	四〇	四〇	四四	四三	三八	四八
羽島	二六	二五	二五	一九	二一	二五	二八
海津	一六	二二	一七	一五	一七	一六	一三

養老	一三	一八	一八	一八	一六	一二	一四
不破	二二	二〇	二二	二〇	二三	一八	二一
安八	四六	四五	一八	一六	一八	一七	一九
揖斐	三三	三二	三四	三三	二八	二六	二二
本巢	二〇	二四	二五	二八	二二	二二	二一
山縣	一一	一〇	一一	一一	一〇	一一	一〇
武儀	四五	五二	五五	四七	五〇	四一	三九
郡上	五九	四三	三七	三七	三二	三〇	二三
加茂	三四	三二	三七	三五	四一	三七	三五
可兒	一一	一一	一五	一九	一七	一七	一三
土岐	三一	二一	二四	二八	三四	三五	四三
惠那	四三	五六	六〇	六四	五四	五三	五〇
益田	一六	一四	一八	一七	一六	一八	二〇

大野	四一	四一	三四	三〇	三三	三八	一
吉城	三三	三二	三四	二八	二二	二三	二二
高山	一	一	一	一	一	一	三四
合計	五七八	五七五	六一一	六一七	六四三	六三五	六五九

當局の臨席

第一次總會

一、衛生課長古市亨氏 疫痢豫防の件、醫師會議員組織の件、藥品巡視の件、癩豫防法施行の件等に付意見開陳

第四次總會

一、警察部長松村才知氏 傳染病豫防の件、種痘法規改正の件、トラホーム豫防の件、衛生功勞者表彰の件に付同上

第五次總會

一、警察部長松村才知氏 本會よりの建議事項、チフテリア血精常備の件、講習會の爲上京の醫師に補助の件、醫師犯罪事項の件、醫師會機能に關する件に付同上

第六次總會

一、知事薄定吉氏 濟生會事業施行に關し演説

一、警察部長松村才知氏 同事業委託及地方病調査諮問案に付希望的説明

一、衛生課長辻野右市氏 同上

一、技師川久保定三氏 同上

第七次總會

一、警察部長井本滿助氏 結核病及十二指蟲病の調査及豫防方法の諮問案説明及非醫者取締に關し

意見開陳

一、衛生課長高木悅二氏 濟生會救療事業及地方病調査の件に付同上

一、技師川久保定三氏 諮問案及地方病調査の件同上

第八次總會

一、知事島田剛太郎氏 衛生状態改善に付醫師會の協力を希望する旨演説

第九次總會

一、衛生課長技師川久保定三氏 諮問案に就て説明を爲す

一、警察部長高橋守雄氏 本年御大典に際しては 聖上陛下名古屋離宮に御駐泊に付衛生上の協力を希望し且肺結核花柳病及トラホームの豫防撲滅に關して援助方希望濟生會救療事業に付質問應

答す

第十一次總會

一、警察部長池田秀雄氏 縣下衛生行政に付援助を乞ふ旨希望

第十二次總會

一、衛生課長助川浩氏 保健調査の開始及結核豫防會事業の開催に付援助を希望

第十三次總會

一、警察部長坂本森一氏 知事代理として臨席の旨を告げ濟生會及結核豫防會に對する醫師會の協力を謝し尙將來を希望せり

一、衛生課長助川浩氏 非醫者取締其他に付應答

一、學校衛生主事大西永次郎氏 學校衛生改善に付縣の方針を説明す

醫師法改正（組織改正）後

第一回總會

一、衛生課長日比野新之丞氏 花柳病及結核病豫防の件に關し應答

第二回總會

一、知事上田萬平氏 衛生行政に付腹藏なく意見を交換して一段の助力を乞ふ趣旨を演説

一、衛生課長日比野新之丞氏 警察共濟組合診療規定の件に付應答

一、技師高崎壽市氏 同上

第三回總會

一、警察部長山中恒三氏 社會衛生の發達は尙遺憾の點多きを次て縣に於ても費用を惜まず其發達を企圖するを以て盡力を乞ふ旨演説

一、衛生課長日比野新之丞氏 質問に應答

第四回總會

一、知事上田萬平氏 醫學專門學校設立に關し調査の結果を報告し意見を求む

第五回總會

一、衛生課長高木義雄氏 事業費補助隔離病舎改善消毒法等の件に付應答

第六回總會

一、衛生課長高木義雄氏 衛生講話、結核豫防標語改正等に付應答

一、社會課長伊藤爽哉氏 社會事業協會巡回診療班設立に付説明し諒解を求む

第七回總會

一、衛生課長高木義雄氏 隔離病舎の設備の改善及飲食物中毒患者届出等に付應答

臨時總會（大正十五年十一月二十一日）

一、健康保險署長川村亨一氏 健康保險實施に關し講演

一、衛生課長高木義雄氏 病院取締規則に關し應答

第八回總會

一、衛生課長高木義雄氏 結核豫防施設に付希望及説明

一、健康保險署長川村亨一氏 健康保險に關し希望條件の説明

第九回總會

一、警察部長村田武氏 新任挨拶を爲し衛生行政に就て協力希望

一、健康保險署長川村亨一氏 希望條件を説明す

第十回總會

一、健康保險課長川村亨一氏 健康保險法規改正に關して詳細なる説明を爲す

第十一回總會

一、健康保險課長川村亨一氏 事務取扱上に關し詳細なる講演を爲す

第十二回總會

一、警察部長山内義文氏 密接の關係ある醫事衛生問題に付將來一層の協力を希望せらる

一、日本醫師會理事岡田久男氏 日本醫師會館建築工程、醫政問題、醫藥分業問題刷新聯盟等に關

し意見開陳及報告

第十三回總會

九六

- 一、警察部長土居章平氏 新任挨拶を爲す
- 一、衛生課長高木義雄氏 結核患者撲滅診療に關し依頼の件に付説明應答す
- 一、健康保険課長川村亨一氏 健康保険事務に付意見開陳
- 一、工場課屬兼警部蒲勝佑氏 労働者災害扶助責任保険法實施に付説明應答す
- 一、社會課社會事業主事藤野井行仁氏及同屬松野清薰氏 救護法實施及軍事救護法改正實施に付説明應答す

第十四回總會

- 一、警察部長山内繼喜氏 從來公私社會事業其他衛生上に對する援助を謝し將來一層協力を希望する旨の告辭を爲す
- 一、健康保険課長山口榮吉氏 新任挨拶を爲し應答
- 一、衛生課長高木義雄氏 醫師會令施行細則に就き應答
- 一、工場課屬兼警部蒲勝佑氏 救護法施行細則改正其他に付應答

第十五回總會

- 一、社會課屬國枝利一氏 恩賜救療事業に對する希望を述べ更に救護法實施に關し應答す
 - 一、健康保険課屬澤井浩氏 健康保険給付事務に付應答す
- 第十五回總會
- 一、警察部長山内繼喜氏 衛生保健思想竝に施設普及の援助を謝し結核豫防、醫療救護、傷痍軍人の遺家族に對する救療慰藉等に關し一層の助力を希望し醫師法改正に就ては「醫風の向上醫業の統制」を期し國民保健の改善に資せんことを告辭せらる
 - 一、衛生課長高木義雄氏 傳染病及結核の豫防、麻藥中毒防止に關し希望せらる
 - 一、健康保険課長山口榮吉氏 健康保険法改正の結果被保險者の増加に付希望する所あり應答
 - 一、同課屬澤井浩氏 應答
 - 一、社會課長蒲勝佑氏 救護法及財團濟生會の救療に關し縣の方針と希望を述べ應答

第十六回總會

- 一、警察部長西廣忠雄氏 醫事衛生の刷新改善を希望する旨の告辭朗讀
- 一、健康保険課長山口榮吉氏 被保險者の診療に對し注意事項を指示して保險醫に傳達方希望せら

九七

る

一、岐阜郵便局保険課長小林春雄氏 簡易保険被保険者の診療に就て謝意を表し將來の協力を希望せらる

第十七回總會

一、衛生課長高木義雄氏 結核患者指示等に關する件、要監置精神病者の診斷書記載方に關する件、醫師法施行規則勵行に關する件に付指示する處あり

一、健康保険課長代理屬兼警部高木佐間造氏 健康保險法改正後の醫療に關する件に付一段の留意を希望せらる

第十八回總會

一、警察部長重田忠保氏 知事の告詞を代讀せらる其要旨は國民體位の向上に就ては獨立省の設置されんとする機運あるに際し縣に於ても保健所無醫村診療所結核療養所等の設立計畫ある旨を述べ且健康保險事業と共に一段の留意を希望せらる

一、衛生課長安原節太郎氏 知事の告辭を敷演して醫師會の諒解を得摩擦を避けて圓滿に進みたま

希望を述べらる

一、産合組合中央會岐阜支會主事大方政一氏 國民健康保險法案第九條復活に付希望し賛成を求めらる

一、健康保險課長三品鎮氏 保險醫監査勵行其他に付希望せらる

第十九回總會

一、警察部長重田忠保氏 知事の告辭を代讀せらる、其要旨は醫事衛生の刷新改善が國民生活上將國防上極めて重大なる關係を述べ支那事變勃發以來出動軍人の遺家族救療に對し謝意を表し戦後の各種疾病の蔓延に就て防疫上遺憾なき事花柳病結核病の豫防醫療器械製品等の國産品使用健康保險醫療の内容改善等に就き希望する處ありたり

一、衛生課長安原節太郎氏 左の各項に付説明の上盡力方希望せらる

1. 保健所、無醫村診療所

2. 防疫措置の強化

3. 結核、花柳病

- 4. 國家總動員法に依る届出
- 5. 縣衛生組合に對する助力
- 6. 醫師行政處分に就て
- 一、健康保險課長淺野一太郎氏 保險醫療及醫務監査に就て二三の希望を述べらる
- 一、社會課社會事業主事福岡文芳氏 軍人軍屬の遺家族救療に對し謝辭を述べ將に實施されんとする國民健康保險法に就き協力を希望せらる

郡市醫師會の歴代會長

岐阜市醫師會

- 佐々木 曠 (自明治三十九年十二月至四十一年三月)
- 松久 貫一 (自同 四十一年三月 至大正八年三月)
- 天野 暢二 (自大正八年三月 至同 十五年三月)
- 武山 巖 (自同 十五年三月 至昭和七年三月)

山内 要 (自昭和七年三月 至同 十一年八月)

森川英之助 (自昭和十二年三月)

大垣市醫師會(市制施行、安八郡醫師會より分離す)

- 菅原 廣吉 (自大正九年四月 至大正九年八月)
- 高木倉三郎 (自同 九年八月 至同 十年三月)
- 平手元次郎 (自同 十年三月 至同 十一年四月)
- 田中 令吉 (自同 十一年四月 至昭和三年四月)
- 菅原 廣吉 (自昭和三年四月 至同 五年三月)
- 淺井 三郎 (自同 五年三月 至同十一年三月)
- 兒玉 勇 (自同 十一年三月)

稲葉郡醫師會

- 青木 泰一 (自明治四十年一月 至明治四十四年三月)
- 岩佐 兼吉 (自同 四十四年三月 至大正六年九月)

神谷 將隆

(大正六年九月)

羽島郡醫師會

角田 貞次郎

(自明治三十九年十二月至大正三年四月)

山田 良彦

(自大正三年五月 至昭和三年五月)

近藤 重四郎

(自昭和三年五月 至同 十月)

林 鎌三郎

(自同 三年十月 至同 七年四月)

巖田 博治

(自昭和七年四月)

海津郡醫師會

栗本 益太郎

(自明治四十年八月 至大正三年四月)

伊藤 俊夫

(自大正三年四月 至大正九年四月)

河合 道次

(自大正九年四月 至昭和五年十月)

伊藤 俊夫

(自昭和五年十月)

養老郡醫師會

山口 玄樹

(自明治四十年三月 至昭和七年二月)

日比野 恭四郎

(自昭和七年三月)

不破郡醫師會

吉田 來助

(自明治四十年月 至明治四十二年三月)

岩田 芳之助

(自同 四十二年三月 至同 四十三年十一月)

多賀 春榮

(自同 四十三年十一月至大正元年九月)

岩田 英策

(自大正元年九月 至同 五年三月)

多賀 春榮

(自同 五年三月 至同 十一年三月)

岩田 芳之助

(自同 十一年三月)

安八郡醫師會

内田 謙作

(自明治三十九年十二月至明治四十四年三月)

平手 元次郎

(自同 四十四年五月 至大正七年四月)

野村 玉治郎

(自大正七年四月)

揖斐郡醫師會

窪田 楨太郎

(自明治三十九年三月 至明治四十二年三月)

若山 浩

(自同 四十二年三月 至同 四十四年九月)

窪田 楨太郎

(自同 四十四年九月 至大正九年二月)

若山 浩

(自大正九年二月 至同 十三年三月)

山村 銹二

(自同 十三年三月)

本巢郡醫師會

高橋 良忠

(自明治四十年一月 至明治四十二年十月)

井上 秀齋

(自同 四十二年十月 至大正四年十月)

井上 三郎

(自大正四年十月 至昭和九年七月)

青木 泉

(自昭和九年十月 至同 十年十一月)

守屋 眞朋

(自同 十一年四月)

山縣郡醫師會

武儀郡醫師會

伴 齡 齋

(自明治三十九年十二月至大正八年十月)

森 倉 治 郎

(自大正八年十月 至昭和三年三月)

三 輪 鼎

(自昭和三年三月)

西尾 一二

(自明治三十九年十二月至大正十三年四月)

太田 順一

(自大正十三年四月 至昭和五年四月)

足立 謙治

(自昭和五年四月 至同 十一年四月)

恩田 憲和

(自同 十年四月)

郡上郡醫師會

淺井 意誠

(自明治四十年三月 至明治四十四年四月)

戶澤 三策

(自同 四十四年三月 至大正六年四月)

富岡 信芳

(自大正六年四月 至同十一年三月)

加藤 米吉

(自同 十一年四月 至昭和九年五月)

石神吉右衛門 (自昭和九年十月)

加茂郡醫師會

五斗信吉 (自明治四十年三月 至大正二年六月)

加藤浩 (自大正二年六月 至同 十一年五月)

奥村茂 (自同 十一年五月)

可兒郡醫師會

間 銚太郎 (自明治四十年四月 至明治四十二年四月)

奥村鐵太郎 (自明治四十二年四月 至昭和三年五月)

可兒淳一 (自昭和三年五月)

土岐郡醫師會

水野直道 (自明治四十年二月 至同四十二年十二月)

倉矢信之助 (自同 四十二年十二月至同 四十四年三月)

伊藤階 (自同 四十四年三月 至大正九年四月)

加藤景一 (自大正九年五月 至同 十年三月)

奥村曠 (自同 十年三月 至昭和九年四月)

生田治 (昭和九年四月)

惠那郡醫師會

林 淳一 (自明治四十年五月 至大正八年三月)

井口琢次郎 (自大正八年三月 至同 十三年三月)

會我正三 (自同 十三年四月 至昭和三年三月)

上田豐 (自昭和三年四月)

大野郡醫師會

都築廣之助 (自明治四十年三月 至明治四十三年三月)

中井愿泰 (自同 四十三年四月 至大正二年三月)

姬田直廉 (自大正二年四月 至大正五年三月)

西本達郎 (自同 五年四月 至同 八年六月)

- 永井環 (自大正八年四月 至同 十一年三月)
- 後藤武藏 (自同 十一年四月 至同 十三年三月)
- 平野子平 (自同 十三年四月 至同 十五年三月)
- 高井盛策 (自同 十五年四月 至昭和七年三月)
- 千葉泰一郎 (自昭和七年四月 至同 十一年十一月)
- 高山市醫師會 (高山市制施行の結果設立)
- 大野郡醫師會 (自昭和十一年十一月 至昭和十三年四月)
- 千葉泰一郎 (自昭和十三年四月)
- 加藤專一 (自昭和十三年四月)
- 益田郡醫師會
- 中田忠太郎 (自明治四十年一月 至大正四年四月)
- 高橋謙 (自大正四年四月 至同 九年二月)
- 大前元榮 (自同 九年二月 至昭和二年三月)
- 龍田恭齋 (自昭和二年三月 至同 六年三月)

中田 盈時 (自昭和六年三月)

吉城郡醫師會

- 細江泰平 (自明治四十年八月 至同 四十二年四月)
- 岡村利平 (自同 四十二年四月 至大正四年四月)
- 渡邊武一郎 (自大正四年四月 至同 六年四月)
- 渡邊春二 (自大正六年四月 至同 十三年四月)
- 岡村利平 (自同 十三年四月 至昭和七年四月)
- 後藤峰之助 (自昭和七年四月)

大日本醫師會より日本醫師會加入

關西醫師大會九州醫師會其他關東北に囑する府縣醫師會長中の有志の發起に依りて全日本的大同團結として活動すべき醫師會の必要を感じたると同時に醫藥分業其他重大問題發生したるを以て先づ大正

五年一月二十八、九の兩日東京に於て全國の正副會長に檄を飛ばして會長會と云ふのを開いた、本縣からは左の兩名が出席した。

副會長 加藤 浩

理事(會長代理) 山田 永俊

此會に於て北里柴三郎氏が委員長に推されて遂に大日本醫師會組織の協議を進めた、而して遂に同年十一月十日東京に於て其發會式を擧ぐるに至り十一、二の兩日を以て第一次總會を開くに至つた、本會に於ては已に五月の第十次總會に於て之が加入の決議を爲し代表者として山田永俊、伊藤階、兒玉辰助の三氏を出席せしめた、爾來全日本を包括したる醫師會として活動したが大正十二年三月醫師法改正の結果は大日本醫師會を解散して法定日本醫師會を設立することとなり本會も同年六月の總會に於て之に同意するの決議を爲し次で東京に於て同年十一月二十三日設立總會二十四、五兩日は第一次總會を開かれたが本會よりは設立委員兼代議員として小坂慶二、山田永俊、多賀春榮の三氏を出席せしめた。

日本醫師會の表彰

同會にては大正十三年十一月廿四日東京上野精養軒に於て醫制發布五十年記念祝典を舉行し其際表彰式が行はれたが本縣關係の分は左の通りで有つた。

【第一】 功勞者

青木雄哉 松久貫一 窪田楨太郎 小島一學

阿保任太 (以上物故者) 佐々木 曠 小坂慶二

山田永俊 山口玄樹 西尾一二 青木泰一

林 淳一 天野暢二 若山 浩

【第二】 明治八年醫制發布當時より今日迄の五十年間繼續開業者

佐々木建彦 前田義一 福井周碩 平尾貝造

伊藤修造 若山春睦 岩田玄庵 中田忠太郎

竹原清助 平子春載

記念祝典と表彰

本會は設立二十周年祝典、二十五周年祝典及三十周年祝典を舉行し記念講演會を催し且功勞者を表彰したが順序及人名は左の如くである。

岐阜縣醫師會設立二十周年祝典順序

大正十五年六月二十日岐阜商工會議所會議室に於て

第一鈴 (午後一時)

開會之挨拶

副會長 山口 玄樹

式 辭

會長 山田 永俊

功勞者表彰

來賓 祝 辭

岐阜縣知事 白根 竹介氏

表彰者總代挨拶

前會長 小坂 慶二氏

休憩

第二鈴 (午後二時三十分)

記念講演

一 醫師の業務上の責任

岐阜縣警視保安課長

法學士 龜山 孝一君

一 醫家に於ける度量衡の注意

岐阜度量衡検査所主任

坪内 憲一君

閉會の挨拶

第三鈴 (午後四時三十分)

小 宴 來賓、表彰者、縣醫師會議員

表彰人名

一、縣醫師會議員としての功勞者

岐阜 佐々木 曠 小坂 慶二 山田 永俊

稻葉 青木 泰一 神谷 將隆

海津	伊藤俊夫			
養老	山口玄樹			
不破	岩田芳之助	多賀春榮		
安八	野村玉治郎			
揖斐	若山浩			
本巢	井上三郎			
武儀	西尾一二			
加茂	加藤浩			
惠那	林淳一	井口琢次郎		
益田	高橋謙			
吉城	岡村利平			

二、郡市醫師會役員其他の功勞者

岐阜	天野暢二	渡邊柳吉	坂井雅太郎	船渡信治郎
----	------	------	-------	-------

大垣	天野純一	齋藤民彌	松山軍次	山内要
稻葉	菅原廣吉	田中令吉		
	小野木増次郎	矢野原悦次郎	岩砂元一郎	小野木亘
	菱川圭二	竹中進成	柳原茂樹	白木貫一
	今尾留碩			
羽島	山田良彦	長谷川二郎	赤塚寛	柴田壽太郎
	林謙三郎			
海津	河合道次	中原順吉		
養老	日比野恭四郎	篠田豊三郎	野村鋭一	西脇郁
不破	木下勝治	若山七太郎		
安八	西松義夫	兒玉辰助		
揖斐	勝野貞二	山村銹二	大久保肇	佐良木俊圭
	名和彰	小川卓郎		

本巢	井上秀齋	天野清三郎	奧田菊之助	井上左門
武儀	太田順一	成戶孫三郎	長尾貝造	足立謙治
郡上	藤田邦彦	加藤米吉	富岡信芳	林吉藏
	石神吉右衛門			
	淺井福之助			
加茂	丹羽泰雄	座馬金太郎	奧村茂	安江彰
	大河内靜雄	山田實治	山田實三郎	野村遼
可兒	西山多喜三郎	奧村鐵太郎		
土岐	倉矢信之助	西尾左馬治	志津卓郎	渡邊昇
惠那	曾我正三	若山春濟	後藤己巳造	高井盛策
大野	中井愿泰	西本達郎	後藤武藏	
	永井環		土川節三	
益田	中田忠太郎	大前元榮		

吉城 十樂貞造 渡邊春二 後藤峯之助

式 辭

明治三十九年五月法律第四十七號ヲ以テ醫師法ヲ發布セラレシヨリ指ヲ屈スレバ滿二十ヶ年ニ達シ本縣醫師會ハ同年十一月廿三日第二回岐阜縣醫師大會ニ於テ其設立ヲ決議シ種々研究ノ結果先ヅ郡市醫師會ノ設立ヲ待チテ更ニ縣醫師會ノ設立ニ及ブヲ適當トシ左記準備委員十五名ヲ選定セリ

佐々木 曠(岐阜)	青木泰一(稻葉)	福井禰之助(羽島)
伊藤俊夫(海津)	山口玄樹(養老)	淺野修(不破)
西松義夫(安八)	窪田楨太郎(揖斐)	井上秀齋(本巢)
松久主馬吉(山縣)	西尾一二(武儀)	林泰乙(加茂)
奧村曠(可兒)	林淳一(惠那)	杉直次(岐阜)

越ヘテ四十年二月ニ至リ已ニ縣下ニ於テ三分二以上ノ郡市醫師會設立ヲ見タルヲ以テ其廿三日前記委員ノ一部會合シ縣醫師會々則案ヲ起草シ右準備委員及各郡市醫師會長ニ通牒シ設立準備ニ着手シタリ四月十日各郡市ノ設立委員協議會ヲ開催シ佐々木曠、青木泰一兩氏ヲ總代トシテ其翌日設立認可ノ申

請書ヲ提出セリ、同十四日添付書類ニ不備ノ點アルノ口達アリタルヲ以テ一時取下ゲ爾來各郡市醫師會ニ交渉シ完備シタルヲ以テ七月廿六日更ニ設立認可ヲ申請シタルヲ以テ八月二日左ノ通り認可セラレタリ

岐阜縣指令衛四三七〇號

醫師 佐々木 曠

外十二名

明治四十年七月廿六日申請縣醫師會設立ノ件認可ス

明治四十年八月二日

岐阜縣知事 薄 定 吉

爾來實ニ星霜二十周年ニ達ス

依テ着々準備ノ結果九月十五、十六ノ兩日ヲ以テ第一次總會ヲ開キ以テ完全ニ其設立ヲ見タル次第ナリ當時設立委員總代タル佐々木曠氏ハ將來ノ模範タルベキ第一次總會ノ議事録ハ最モ完備セザル可カラザヲ以テ特ニ不肖ニ其ノ記録ヲ懇囑サレタルヲ以テ之ヲ援助シタルコトアリ回想スレバ實ニ感慨無量ナリ

大正八年四月法律第五十七號ヲ以テ醫師法ヲ改正セラレ醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立セザル可ラザルノ義務ヲ負ヒ郡市區醫師會ハ道府縣醫師會ヲ設立セザル可ラザルニ至リ而シテ醫師會ハ法人トナレリ、故ニ同年九月勅令第四百二十九號醫師會令ニ依リ其組織ヲ改メタリト雖モ要スルニ前醫師會ヲ繼續スル者ナルヲ以テ醫師法發布以來滿二十年ニシテ本會設立ヨリ正ニ二十周年ニ相當ス

願ミレバ其間醫權ノ擁護醫風ノ向上ニ努メ且醫事衛生ノ改良發達ニ貢獻シタルハ信ジテ疑ハザル處ナリ將來モ亦希クベ關係各位ノ指導後援ト會員諸氏ノ協力一致ニ依リ益々其目的ヲ達成センコトヲ期ス聊カ所懷ヲ述ベテ式辭トナス

大正十五年六月二十日

岐阜縣醫師會長 山田 永 俊

岐阜縣醫師會設立二十五周年式典順序

昭和六年六月十五日於岐阜縣物産販賣會所樓上舉行

第一鈴 (午後一時)

舉式之挨拶
式 辭

副會長 山口 玄樹
會長 山田 永俊

功勞者表彰
來賓祝辭

岐阜縣知事 吉田勝太郎氏

岐阜縣病院長 山口 新平氏

岐阜腦病院長 安藤 守元氏

日本醫師會代表 岡田 久男氏

岐阜市醫師會長 武山 巖氏

休憩

第二鈴 (午後二時)

記念講演

一、度量衡の注意
一、健康保險の經濟難に際して所感を述べ

岐阜縣度量衡檢定所主任 瀨尾 斌氏
内務省社會局保險部醫察課長 古瀬 安俊氏

一、健康保險の精神

同 社會局保險部長 石原雅二郎氏

第三鈴 (午後五時) 閉式

祝宴 (午後五時三十分開會) 商工會議所樓上

一、來賓

二、表彰者

三、縣醫師會議員

以上

表彰氏名

岐阜 武山 巖 船渡信治郎 坂井雅太郎 吉村良雄

野村 仁 渡邊鶴吉 里見幾之一 森川英之助

渡邊柳吉 山内 要 齋藤民彌 山田永俊

中島 豐

大垣 菅原廣吉 田中令吉 荻野良材 高木倉三郎

揖斐	安八	不破	養老	海津	羽島		稻葉
山村鋤二	高橋秋朔	若山七太郎	山口玄樹	伊藤俊夫	林鎌三郎	廣瀬文岳	岡田素臣
若山浩	野村玉治郎	岩田芳之助	日比野恭四郎	中原順吉	赤塚寛	澤田亮一	田邊傳六
勝野貞二	西松義夫	多賀春榮	篠田豐三郎	柴田壽太郎	磯野誠道	白木貫一	竹中進成
佐良木俊圭	兒玉辰助	古井憲一	岩田英策		今尾唯市	柳原茂樹	岩砂元一郎
	大野黎	木下勝治	西脇郁				

惠那	土岐	可兒	加茂	郡上	武儀	山縣	本巢	名和
水野馨	上田豐	奥村曠	大河内靜雄	奥村茂	楠太門	加藤米吉	藤田邦彦	井上三郎
會我正三	生田治	堀澤乙彦	安江彰	林錠太郎	堀谷朔治	山田曠	西尾一二	渡邊金次
永治鹿三郎	度會保十	間靖男	座馬金太郎	林昌藏	林吉藏	小林良二	森倉治郎	會我正幸
林三郎			山田實治		石神吉右衛門	井上左門	青木泉	

- | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|
| 益田 | 中田 | 盈疇 | 龍田 | 恭齋 | 大前 | 元榮 | 水口 | 哲三 |
| | 船坂 | 勘太郎 | | | | | | |
| 大野 | 高井 | 盛策 | 千葉 | 泰一郎 | 八賀 | 重造 | 岩佐 | 利一 |
| | 中井 | 愿泰 | 後藤 | 己巳造 | 永井 | 環 | 水口 | 周平 |
| 吉城 | 岡村 | 利平 | 十樂 | 貞造 | 後藤 | 峰之助 | | |

式 辭

苟モ濟生司命ノ重職ニ在ルモノハ互ニ相提携シ團結シテ其品位ヲ向上シ權益ヲ擁護シ併セテ醫事衛生ノ改良發達ニ貢獻セザル可ラザルハ論ヲ俟タザル所ニシテ醫師法中ニ其設立ヲ強制セラレ法人格ヲ與ヘラル、モノ決シテ偶然ニ非ルナリ

我邦ニ於テハ維新以後醫制ナルモノアリ次テ醫術開業試驗ヲ實施セラレタリト雖未ダ醫師會ニ關スル法制ヲ缺キシガ明治三十九年五月醫師法ノ發布セラル、ヤ「醫師ハ醫師會ヲ設立スルコトヲ得」ルノ條文ヲ見ルニ至レリ本縣ニ於テモ同業先覺ハ直ニ之ガ設立ニ着手シ郡市醫師會ノ設立セラル、ヤ本會設立ノ協議成立シ翌四十年七月二十六日之ヲ申請シ八月二日ヲ以テ認可セラレタリ

而シテ大正八年ニ至リ更ニ醫師法ヲ改正セラレ「郡市醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スベシ醫師會ハ法人トス」トノ規定ヲ見ルニ至リ茲ニ始メテ其基礎ヲ鞏固ニスルコトヲ得タリ屈指スレバ本會ガ初メテ其設立ヲ認可セラレテヨリ實ニ二十有五周年ニ達ス其間當局ノ諮問ニ答ヘ或ハ意見ヲ上申スルハ勿論地方病ノ調査其他ノ施設ニモ協力シ或ハ濟生會ニ或ハ逋信省簡易保險ニ或ハ社會事業協會ニ其施設ヲ助成シタル等枚舉ニ遑ナク且自ラ各般ノ事業ヲ施行シ醫事衛生ノ改良發達ニ貢獻シタルガ如キハ論ヲ俟タザル所ナリ茲ニ本日ヲ以テ設立二十五周年記念祝典ヲ舉行シ功勞者ヲ表彰スルハ決シテ徒爾ナラザルヲ信ズ一言蕪辭ヲ述ベテ式辭トス

昭和六年六月十五日

岐阜縣醫師會長 山田 永俊

設立三十周年記念式

於 岐阜商工獎勵館講堂

第一 鈴

式 典

舉式の挨拶
副會長 上田 豊
會長 山田 永俊

功勞者表彰
來賓祝辭
岐阜縣知事 坂 千 秋氏
岐阜縣病院長 山 口 新 平氏
齒科醫師會長 荒 深 金 作氏

表彰者總代答辭
小坂 慶 二氏

休憩

第二鈴

記念講演

健康保險に對する所感
將來の醫療制度に就て
同 衛生局事務官 宮崎 太 一氏
内務省社會局醫療課長醫學博士 古 瀬 安 俊氏

第三鈴

宴會 昭和生命保險相互會社招宴(於同館大食堂)

來賓、表彰者、縣醫師會議員

表彰氏名

小坂 慶 二君

明治二十九年任俠篤志ヲ以テ產婆看護婦養成所ヲ設立シ爾來星霜實ニ三十年其間多數ノ卒業生ヲ出シ
貢獻スル所尠カラズ茲ニ本會創立三十周年記念式ヲ舉グルニ際シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰ス

山田 永 俊君

多年會長及健康保險部長ノ要職ヲ兼ネ勵精其ノ職ニ盡シ功績最モ顯著ナリ茲ニ本會創立三十周年記念
式ヲ舉クルニ際シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰ス

(各通)

船渡 信治 郎君
竹 中 進 成君

多年本會及健康保險部理事ヲ兼ネ勵精其ノ職ニ盡シ功勞顯著ナリ茲ニ創立三十周年記念式ヲ舉クルニ
際シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰ス

野村仁君

多年岐阜市醫師會理事及本會健康保險部理事ヲ兼ネ勵精其ノ職ニ盡シ功勞顯著ナリ(以下同文)

不破岩田芳之助君

(各通) 加茂奧村茂君

安八野村玉治郎君

多年〇〇郡醫師會長及本會健康保險部審査委員ヲ兼ネ勵精其ノ職ニ盡シ功勞尠カラス(以下同文)

渡邊鶴吉君

多年岐阜市醫師會理事及本會健康保險部審査委員ヲ兼ネ勵精其ノ職ニ盡シ功勞尠カラス(以下同文)

廣瀬文岳君

多年本會健康保險部審査委員ノ職ニ在リ勵精其ノ職ニ盡シ功勞尠カラス(以下同文)

岐阜 吉村良雄君 中島豐君 山内要君 森川英之助君

大垣 高木倉三郎君 淺井三郎君 兒玉勇君 松岡胖治君

稻葉 神谷將隆君 柳原茂樹君 澤田亮一君 磯野誠道君

今尾唯市君 福田尙賢君 服部吉治郎君 小野木貞一君

羽島 巖田博治君 伊藤實二君 大橋新治郎君

海津 伊藤俊夫君 篠田豐三郎君

養老 日比野恭四郎君 木下勝治君 古井憲一君 若山七太郎君

不破 多賀春榮君 大野黎君 高橋秋湖君

安八 兒玉辰助君 若山浩君 大久保見二君 佐良木俊圭君

揖斐 山村鏑二君 松永舜次君 若園拙堂君

本巢 渡邊金次君 曾我正幸君 若園拙堂君

山縣 三輪鼎君 森倉治郎君

武儀 西尾一二君 足立謙治君 恩田憲和君 小林良二君

山田 曠君 長村佐盛君 西尾庫三君 林文桂君

長尾景一君

- 郡上 石神吉右衛門君 林 吉藏君 林 昌藏君 林 錠太郎君
- 楠 太門君
- 加茂 加藤浩君 山田實治君 山田實三郎君 安江 彰君
- 可兒 田原總尾君 可兒淳一君 堀澤乙彦君
- 土岐 生田治君 奥村 曠君 大竹市正君
- 惠那 上田 豐君 水野 馨君 井口琢次郎君 林 三郎君
- 永治鹿三郎君 三島清市君 伊藤公道君
- 益田 中田 盈 疇君 牧 眞武君
- 大野 千葉泰一郎君 高井盛策君 岩佐利一君 水口周平君
- 八賀重造君
- 吉城 十樂貞造君 後藤峰之助君 河合清雄君 平澤正三君
- 藤平叔造君

多年醫師會ノ要職ニ在リ勵精其ノ任ヲ盡シ功勞尠カラズ(以下同文)

式 辭

我國ニ於テ始メテ醫師法ノ制定セラレタルハ實ニ明治三十九年五月ニシテ全ク先進各位ガ苦心慘憺其ノ草案ヲ練リ努力奮闘其ノ運動ヲ繼續シタルノ結果ニ外ナラザルナリ而シテ同法中ニハ單ニ「醫師ハ醫師會ヲ設立スルコトヲ得」ト規定シテ其ノ目的ハ之ヲ成文化セズ暗黙ノ間會員相互ノ親睦ヲ厚クシテ醫風ノ向上ヲ計リ醫權ヲ擴張セムコトヲ期待セリ其ノ後大正八年ノ改正ニ依リテ其ノ設立ハ始メテ強制トナリ法人化シ其ノ目的モ亦「醫事衛生ノ改良發達ヲ計ルベキ旨」ヲ明記セラレタリ然リト雖由來團體結成ノ目的ハ會員ヲ統制シテ其步調ヲ一ニシ濟生司命ノ眞精神ヲ以テ國民福祉ノ増進ニ寄與セムトスル者ニシテ本會ノ施行シタル二、三ノ事實ヲ舉クルモ醫事衛生ニ關スル法令ノ改廢又ハ保健衛生ノ施設ニ向テ建議答申又ハ協力シ或ハ濟生會、市町村其他各種公私團體ノ施藥救療事業ニ對スル犧牲ノ協賛ヲ爲シ或ハ自ラ調査ヲ行ヒ施設ヲ講ズル等醫事衛生ノ改良發達ニ向テ貢獻シタルコト枚舉ニ遑アラザルナリ

爰ニ本日ノ佳辰ヲトシテ創立三十周年記念式ヲ舉行シ功勞者ヲ表彰シテ其ノ功績ニ酬ヒ講演會ヲ開キテ權威者ノ所説ヲ聞キ會員ノ啓發ニ資シ更ニ將來ノ活躍ヲ期セムトスルモノ決シテ徒爾ナラザルヲ信

ズルナリ一言所思ヲ陳シテ式辭トス

昭和十一年六月十八日

岐阜縣醫師會長 山田 永俊

關西醫師大會の當番

關西醫師大會の濫觴は明治十年頃より有志懇親會として開かれたと云ふ事だが記録に残るのは同二十一年一月四日大阪に於て近府縣醫師懇親會として開かれたのが始まりである、岐阜縣では同三十一年六月十一日に其第十一回目を引受けて開催されたが同三十四年に至り醫政審議機關として關西聯合醫會と云ふのが組織されて懇親會の前日に開く事になつた、而して矢張り其第一回を四月二十一日大阪市で開いて居る、三十五年彦根町、三十六年京都市に開いて爾來中絶した、然るに四十三年に至り關西聯合醫會と醫師懇親會とを合併して再興し關西醫師大會と稱し四月十四日名古屋市に於て其第一回を開いた、而して本縣醫師會は其第三回を引受けて四十五年六月岐阜市に於て開會した。

代表者會は八日午後二時より公園萬松館に開いた、参加府縣及氏名を列記すれば

岐阜	小坂 慶二	中村 男也	松久 貫一
大阪	緒方 正清	脇部 哲	和田 順太郎
	馬場 貫	岩田 武玄	河野 徹志
	小澤 寛次郎	萩原 榮次	岡本 秀哉
京都	齋藤 仙也	馬杉 則知	田中 秀三
	日下 京平		菅野 弘一
兵庫	鶴崎 平三郎	坂井 訥哉	伊藤 熊治
愛知	熊谷 幸之助	穴戸 俊治	北川 乙次郎
石川	山田 謙次	飯森 益太郎	米村 吉太郎
三重	佃 安之丞		竹内 養安
愛媛	長崎 東海		
廣島	芳村 晋	山下 徳右衛門	
和歌山	黒田 健造		

- 德島 吉川 蕃
- 香川 前田道弘
- 滋賀 脇坂行三 渡邊純一郎
- 高知 矢野正宣
- 静岡 井上豊作 石田貫三 清水性一
- 長野 勝俣英吉郎
- 山梨 高橋貞碩
- 關東北 (客員)
- 齋藤 壽雄 波多野 淳 兵藤 芳矩 鳥居 春洋
- 田代 義徳

代表者會は北川乙次郎氏を議長に推して議事を整理した。
 九日には縣會議事堂に於て午前十時より大會を開いた、準備委員長小坂慶二氏開會の挨拶を爲し佐々木曠氏の指名により廣島縣の芳村晋氏を座長に推して代表者會報告の外簿知事、田代博士、原代議士

等の祝辭ありて散會し晝餐所を萬松館に設けて辨當及記念品を渡した、餘興として泉祐三郎の狂言を催した。

午後三時より四時の間に遊船に乗り込み金華山下に遡航し大煙火、萬燈下し等の餘興ありて宴會を催し鵜飼を觀賞した。

參會者は五百餘名にして内他縣よりの會員三百名、來賓四十名で會費は參圓五拾錢で有つたが不足額七百四拾五圓は寄附金を以て補填された。

越へて大正十二年七月其第十三回の當番として開催した。

七日代表者會を萬松館に開いた。

代表者

- 愛知 兼賀 古桃次 兼矢 崎 茂 近藤鉢太郎 福島 守雄
- 林 春太郎
- 鳥取 林 秀藏 角 賢市
- 德島 大塚小源太 木村倉太

兵庫	駒井 潔	鷓飼 敬二	田村 子吉	佃 一郎
	井内 中正			
石川	鶴見 元雄	不破 格	登谷 保修	山口 茂太郎
	林 喜久松			
三重	岩野 森之助	野崎 薫	信藤 準藏	兼 小屋 光雄
	鈴木 善策			
滋賀	兼 村地 研三	河方 八十郎		
大阪	杉本 需一郎	貞本 義保	原 玄一郎	宇多 弘道
	後藤 道伯			
静岡	兼 北村 勝藏	村尾 達彌	松下 穎一	小林 進吾
京都	岸田 榮三郎	水越 重助	太田 和賀三	保科 保二
	大屋 幾久雄			
和歌山	坂井 龜定	喜多武 三郎		

香川	前田 道弘	清水 彦三		
岡山	中島 一太	平井 政藏		
岐阜	天野 暢二	神谷 將隆	田中 令吉	高橋 謙
	山口 玄樹			

常務委員

飯森 益太郎(石川)	緒方 銈次郎(大阪)	高安道 成(同)
賀古 桃次(愛知)	矢崎 茂(同)	吉田彦一代 松岡 承桂(和歌山)
菅野 弘一(京都)	松浦 有志太郎(同)	村地 研三(滋賀)
藤本 鑽太郎(徳島)	小屋 光雄(三重)	北村 勝藏(静岡)
小坂 慶二(岐阜)	山田 永俊(同)	

右の如き出席者で座長に小屋光雄氏を推した、此會に於て近く實施せらるべき「健康保険に對し其療養給付は團體自由撰擇主義の貫徹を期すべく」決議をして居る。

八日は午前八時より新築の松竹座で大會を開いた、大阪の高安道成氏を座長に推して代表者決議事項

報告、水野内務大臣(代讀)、上田知事、丸茂市長、北里大日本醫師會長等の祝辭の外左の特別講演が有つた。

健康保険法に就て

社會局技師

醫學博士 石 黒 寅 二 君

岐阜公園で神樂芝居其他種々の餘興の中に午餐を了し記念品を引換へて三發の煙火を合圖に三時より四時迄の間に遊船八十餘隻(臨時船共)に分乗し宴を開きつゝ鵜飼を觀覽した、來會者實に千餘名に達し之に加ふるに接待の校書二百餘名を配し例により煙火、萬燈流し等の餘興があつたので一大壯觀を呈した、會費一人拾圓で有つたが不足額四千圓は寄附金で補填された。

内務大臣諮問案に對する意見

日本醫師會の總會(大日本醫師會時代より)に對して内務大臣より諮問案の發せられる事が恒例の如くである、而して其答申案は同會の醫政調査會に附託して作製するのであるが其前各道府縣醫師會よりの意見を徴して参考とするのである、従つて本會に於ても其都度各郡市醫師會の意見を徴して答申

案を作製提出した其の諮問事項及年別は左の如くである。

内務大臣諮問案

大日本醫師會時代

第四次定時總會(大正八年十一月二十一日)

- 1 傳染病豫防法改正に關する意見如何
- 2 衛生思想の普及徹底に關する意見如何

第五次定時總會(大正九年十一月五日)

- 1 細民衛生の改善に關する意見如何
- 2 醫師分布の均衡を得せしむる方策如何

第六次定時總會(大正十年十月廿六日)

- 1 花柳病豫防に關する意見如何

第七次定時總會(大正十一年十一月十八日)

- 1 乳兒及幼兒の死亡率低減に關する意見如何

第八次定時總會は日本醫師會設立總會となり即ち開會は同日なり而して翌日第一回定時總會を開く

日本醫師會時代

第一回定時總會（大正十二年十一月廿三日）

- 1 國民の健康増進に關し改善を要する事項如何

第二回定時總會（大正十三年十月廿三日）

- 1 腸「チフス」及赤痢の豫防撲滅に關し其の會の意見を諮ふ

第三回定時總會（大正十四年十月三十日）

- 1 醫師及療屬の分布状態に關する意見如何

第四回定時總會（大正十五年十月二十三日）

- 1 都市衛生状態改善に關する方策如何

第五回定時總會（昭和二年十月二十九日）

- 1 民族衛生施設に關する意見如何

第六回は臨時總會に付諮問案なし

第七回定時總會（昭和三年十二月十一日）

- 1 救療施設の普及に關する意見如何

第八回は臨時總會に付諮問案なし

第九回定時總會（昭和四年十一月二十五日）

- 1 腸「チフス」死亡率低減に關する對策に付其の會の意見を諮ふ

第十回定時總會（昭和五年十一月二十八日）

- 1 現下世態の實情に鑑み急速に實現し得べき結核豫防上の適切なる方策如何

第十一回、十二回は臨時總會に付諮問案なし

第十三回定時總會（昭和六年十二月廿二日）

- 1 精神衛生の施設擴充に關する方策如何

第十四回定時總會（昭和七年十一月二十五日）

- 1 豫防醫學方面に於ける醫師の活動を一層盛ならしむる方策如何

第十五回は臨時總會に付諮問案なし

第十六回定時總會（昭和八年十一月廿四日）

1 現行結核豫防法中改正を要する點如何

第十七回定時總會（昭和九年十二月十九日）

1 我邦醫療制度改善に關する意見如何

第十八回は臨時總會に付諮問案なし

第十九回定時總會（昭和十年十二月六日）

1 國民の結核豫防に對する知識の徹底を期する方策如何

第二十回定時總會（昭和十一年十二月十八日）

1 國民の體位向上に關する具體的方策如何

第二十一回定時總會（昭和十二年十二月十六日）

1 現下の時局に鑑み急速實施を要する保健對策如何

地方病の調査

地方病の調査に關し左の如き命令に接した、依て第六次總會に於ては四十三、四年の分は郡表の様式

に依ることとし四十五年度よりは縣費の補助を受け特に規定を設けて實行する事にしたが大正五年度分を以て中止された。

岐阜縣達第四十九號

縣醫師會

縣下ニ於ケル醫師診療ニ係ル地方病ニ關シ左記各號ニ依リ明治四十三年一月以後毎年別ニ調査報告スヘシ

明治四十五年五月八日

岐阜縣知事 薄 定 吉

調査事項

- 一、地方病の種類
- 二、各種地方病發生地並患者及死亡數
- 三、各種地方病の發生季節
- 四、同上患者及死亡年齡別
- 五、同上患者職業別

六、一般に知られざる地方病に付ては其病症豫後原因誘引等の記述而して以上翌年の總會に於て縣下には特に地方病と稱すべきものも無きからとて廢止説も出たので左記の追記を見た。

七、外部に顯はるゝものに付ては患者の寫眞又は圖

八、地方病に關係ある材料（寄生體其他の標本等）

茲に地方病と稱するは以下に記する類を云ふものにして十二指腸蟲繸蟲等も若し一地域に限りて著く多き場合は之を地方病として調査するを要す。

首下り病、肝ヂストマ、肺ヂストマ、象皮病、蛇咬症、恙蟲又は毛蟲病、佝僂病、片山病又は住血吸蟲病、ワイル氏病或は熱性黄疸病、マラリヤ等なりとす。

地方病調査規定

第一條 縣下地方病ノ種類、分布ノ状態、流行季節、患者職業別等ヲ調査シ、醫事衛生ノ進歩改善ニ資スル爲本會ニ地方病調査委員ヲ置ク

第二條 地方病調査部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、委員長 本會々頭ヲ以テ之ニ充ツ

一、委員 十九名各郡市醫師會長ヲ以テ之ニ充ツ

一、理事 若干名縣醫師會役員ヲ以テ之ニ充ツ

役員ハ總テ名譽職トス但時宜ニヨリ實費ヲ辨償スルコトアルヘシ

第三條 各郡市醫師會員ハ左ニ記載スル地方病ヲ診療シタルトキハ別紙様式ノ小票ニ必要ノ記入ヲ爲シ置キ毎年六月及十二月末日ノ分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ其郡市委員ニ之ヲ送致スルモノ

トス

地方病ノ種類

マラリヤ、十二指腸蟲病、蛇咬症、ワイル氏病又ハ熱性黄疸病、肺ヂストマ病、繸蟲病

一般ニ知ラレザル地方病ニ就テハ其病症豫後原因誘因等ヲ備考欄ニ記述スルモノトス

第四條 各郡市委員前條ノ小票ヲ受取ルトキハ毎年二回（六月末日）迄ノ分ヲ取纏メ必要ナル記述ヲ添ヘ翌月十日迄ニ委員長ニ送致スルモノトス

附 記

明治四十一年十月三十一日知事より脚氣病調査の内命に接したるを以て各郡市醫師會長よりも意見を徴し翌十二年二月二十五日答申したる事あり。

結核豫防會の設立

大正三年五月二十八日の第八次總會に於て岐阜市醫師會の建議したる同會設立案を可決し左記創立委員を設けたり。山田永俊、川久保定三、中村男也、青木泰一、井上三郎、西尾一二、加藤浩而して着々其準備を爲し遂に同年十一月二十九日縣會議事堂に於て發會式を擧げ次で第一總會を開きたり當選したる役員左の如し。

- 會頭 島田剛太郎 (知事)
- 副會頭 高橋守雄 (警察部長)
- 同 小坂慶二 (縣醫師會長)
- 理事 川久保定三 (縣衛生課長)
- 同 細川長平 (縣學務課長)

- 同 河村竹次郎 (縣警務課長)
- 同 中村男也 (縣病院副院長)
- 同 青木知四郎 (縣參事會員)
- 同 山田永俊 (縣醫師會理事)
- 同 青木泰一 (同上)
- 同 瀨尾熊次郎 (赤十字社支部主事)

右發會式ノ後第一回總會に於て講演したる講師並に演題は左の如くである。

- 一 結核防遏事業に就て 岐阜縣技師 川久保定三君
- 一 結核の感染に就て 醫學博士 北島多一君
- 一 本邦に於ける肺結核の狀況及豫防に就て 醫學博士 北里柴三郎君

恩賜 財團 濟生會救療事業の協賛

明治四十四年二月十一日紀元節に於て長くも桂内閣總理大臣に對し左の勅語が下賜されました。

○ 勅 語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勤メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサレハ朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出シ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシムコトヲ期セヨ

明治四十四年二月十一日

茲に於て桂總理大臣は恐懼して聖勅を奉體し恩賜の資百五十萬圓を基礎として更に加ふるに有志の義金を以てし普く全國に亘り救療普及を期する爲恩賜財團濟生會を組織する事に決した。

本縣に於ては時の知事薄定吉氏より本會に宛て左の諮問が在つた、本會は總會に於て可決答申して犧牲的奉仕の精神を表明した、而して同年九月一日より救療事業は開始された。

縣醫師會に對する達

(明治四十五年五月二十七日)
岐阜縣達第五八號

本縣下に於ける恩賜財團濟生會の救療事業は左記の條件に依り病院又は開業醫師に委託せんとす右に關する意見答申せらるべし。

- 一、救療事業は病院及開業醫師(但限地開業醫を除く)に委託す
- 二、委託救療の場合に於ける料金は各郡市醫師會所定額の半額とす但血清其他高價なる藥劑治療用品及薪炭費等實費を要するものは各郡市醫師會の定むる處に依る
- 三、從來醫師會所定の施療は依然之れを繼續すること
- 四、救療券交附の方法及各料金仕拂の方法は別に定むる所に依る。

健康保險法の實施

療養給付の引受

社會保險の一として成立したる健康保險法は遂に大正十五年より實施せられた。而して其療養の給付は翌昭和二年一月より實行することとなつたに付て日本醫師會では十五年の十月二十二、三の兩日の第四回總會に於て其診療を引受くる事を決定した、従つて本會に於ても十一月二十二日臨時總會を招

集して左記案件を附議決定して保険部役員を選定を行つた。

一、會則の一部改正（健康保険部の設置）

一、健康保険部規程

一、大正十五、六兩年度健康保険特別會計豫算

一、健康保険組合と診療契約を爲すの件

爾來健康保険部の事務は本會事務の大部分を占むるに至り役員中部長は殆ど毎日各係主任理事は隔日事務所に於て執務する事となり審査委員會は毎月一回招集せられて診療報酬に對し嚴正公平なる査定を爲す事となつた。而して議決されたる保険部規程は左の如くである。

岐阜縣醫師會健康保險部規程

第一條 本部ハ會則第五十四條ノ二ノ規定ニ依リ之ヲ設ク

第二條 本部ハ日本醫師會健康保險規程ノ定ムル所ニヨリ各郡市醫師會員ニ於テ健康保險ノ被保險者ノ診療ヲ支障ナカナラシムルモノトス

第三條 郡市醫師會員ニシテ保險醫タルコトヲ辭セントスルモノハ當該會長ヲ經テ本部ヘ届出ヅルモノトス

第四條 郡市醫師會ハ健康保險ニ關スル事務ニ付本部ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第五條 郡市醫師會ニ對シ毎年豫算ノ定ムル所ニヨリ事務費ヲ分配ス

第六條 保險醫ハ被保險者診療ヲナシタル報酬請求書ヲ翌月五日迄ニ各郡市醫師會ニ提出スベシ

各郡市醫師會ハ前項報酬請求書ヲ内査取纏ノ上十日迄ニ本部ニ提出スルモノトス
期日迄ニ提出セサル報酬請求書ニ付テハ之ヲ計算ノ内ヨリ除外スルモノトス

第七條 保險醫ニ對スル報酬ハ日本醫師會ノ規程シタル診療報酬點數計算規程ニヨリ之ヲ分配スルモノトス

第八條 前條ノ分配ニ就テハ保險醫ヨリ提出セル報酬請求書ヲ審査委員會ノ議ニ附シテ査定スルコトヲ要ス

第九條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長 一人

副部長 一人
理事 八人

部長ハ部務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

理事ハ部長ノ指揮ヲ受ケ部務ヲ分掌ス部長副部長事故アルトキハ部長ノ指名シタル理事其職務ヲ代理ス

部長ハ主任理事ヲ指名スルコトヲ得

第十條 役員ハ縣醫師會ノ總會ニ於テ郡市醫師會ノ會員中ヨリ之ヲ選舉シ任期ハ二ケ年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

役員ニ缺員ヲ生ジタル場合ハ縣醫師會々則第二十四條ヲ準用ス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ選舉アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第十一條 役員ハ縣醫師會ノ總會ニ出席シ發言スルコトヲ得ルモ議員タルモノヲ除クノ外可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第十二條 理事ハ部務ニ關シ左ノ如ク分掌ス

(一) 庶務係

- 1 部印ノ管守ニ關スル事項
- 2 文書ノ接受發送編纂及保存ニ關スル事項
- 3 人事ニ關スル事項
- 3 報告ニ關スル事項
- 5 其他々係ノ所管ニ屬セザル事項

(二) 經理係

- 1 現金ノ出納ニ關スル事項
- 2 經費ノ支拂ニ關スル事項
- 3 物品ノ出納及保管ニ關スル事項

(三) 審事係

- 1 諸般ノ調査及統計ニ關スル事項

2 健康保險ニ關スル質疑應答ニ關スル事項

第十三條 部長ハ部務ヲ處理セシムル爲ニ事務員又ハ囑託員ヲ置クコトヲ得

第十四條 役員事務員又ハ囑託員ニ支拂フベキ旅費手當等ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 本部ニ審査委員會ヲ置キ部長之ヲ招集ス

第十六條 審査委員ハ六名トシ各郡市醫師會ノ會員及學識經驗アル者ヨリ部長之ヲ委囑シ其任期ハ

二ケ年トス

審査委員會ニ於テハ部長其議長トナル

第十七條 審査委員會ニ於テ行フベキ事項ハ日本醫師會健康保險部規定第十二條ノ例ニ據ル

第十八條 審査委員會ノ議決ハ縣醫師會々則ヲ準用ス但シ其議事ハ公開セズ

第十九條 審査委員ニハ旅費及日當ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 本部ノ經費ハ特別會計豫算ノ定ムル所ニ據ル

會計年度ハ毎年四月一日ヲ以テ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル但シ其出納ハ六月三十

日ヲ以テ閉鎖ス

第二十一條 豫算ハ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

決算ハ次ノ總會ニ於テ其認定ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十二條 被保險者ノ診療上必要ナル場合ハ診療所ヲ開設シ又ハ病院ヲ經營スルコトアルベシ

第二十三條 保險者ト協力シ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ必要ナル施設ヲ爲スコトアルベシ

附 則

第二十四條 健康保險組合ノ組合員タル被保險者ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約

ニ則リ協定シタルトキハ本規程ヲ準用ス

第二十五條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ役員會ノ議決ヲ經テ部長之ヲ定ム

第二十六條 本規程ハ縣醫師會ノ議決ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

其後昭和九年六月二十日ノ總會に於て左ノ如く改正された。

第三條、第十四條ヲ削除シ順次繰上ゲ第九條ガ第八條トナリ左ノ如ク修正サレタ

第八條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長 一人

副部長 一人

理事 七人

監事 二人

部長ハ部務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其議事ヲ代理ス

理事ハ部長ノ指揮ヲ受ケ部務ヲ分掌ス部長副部長事故アルトキハ部長ノ指名シタル理事其

職務ヲ代理ス

部長ハ主任理事ヲ指名スルコトヲ得

監事ハ會長ノ旨ヲ受ケ經理ニ關スル監査ヲ掌ル

第十九條 即チ繰上テ第十七條モ左ノ如ク修正サレタ

第十七條 役員及審査委員ニ支給スル旅費及日當ハ醫師會支給規定ヲ準用ス

次に規程に依リ二ケ年毎に改選されたる役員及委囑の審査委員は左の如くである。

大正十五年十一月二十一日臨時總會に於て當選

部長	山田 永俊	副部長	山口 玄樹
理事	船渡 信治郎		竹中 進成
	田中 令吉		田口 源七郎
	太田 順一		井上 三郎
			上田 豊

昭和三年六月十日第九回總會當選

部長	山田 永俊	副部長	山口 玄樹
理事	船渡 信治郎		竹中 進成
	太田 順一		井上 三郎
	高橋 謙		田原 總尾
			上田 豊

昭和四年六月十六日第十回總會當選

理事(補缺) 中田 盈疇

昭和五年六月十五日第十一回總會當選

部長	山田 永俊	副部長	山口 玄樹
----	-------	-----	-------

昭和七年六月十九日第十三回總會當選

部長 山田 永俊

副部長 度會 保十

理事 船渡 信治郎

竹中 進成

野村 仁

中田 盈疇

上田 豐

堀澤 乙彦

淺井 三郎

生田 治

昭和八年六月二十五日第十四回總會當選

副部長(補缺) 上田 豐

理事(同) 堀谷 朔治

昭和九年六月二十日第十五回總會當選

部長 山田 永俊

副部長 上田 豐

理事 船渡 信治郎

竹中 進成

野村 仁

中田 盈疇

上田 豐

淺井 三郎

堀澤 乙彦

生田 治

理事 船渡 信治郎

竹中 進成

野村 仁

生田 治

中田 盈疇

堀谷 朔治

堀澤 乙彦

監事 山内 要

巖田 博治

昭和十年六月十八日第十六回總會當選

理事(補缺) 千葉 泰一郎

昭和十一年六月十八日第十七回總會當選

部長 山田 永俊

副部長 上田 豐

理事 船渡 信治郎

竹中 進成

野村 仁

生田 治

中田 盈疇

恩田 憲和

林 昌藏

監事 山内 要

巖田 博治

昭和十三年六月二十七日第十九回總會當選

部長 山田 永俊 副部長 上田 豊

理事 船渡信治郎

竹中進成

野村 仁

中田 盈疇

恩田 憲和

林 昌藏

三輪 鼎

監事 山内 要 守屋 眞朋

大正十五年十一月二十一日委嘱したる審査委員(以下同シ)

岩田 芳之助

野村 玉治郎

山田 良彦

奥村 茂

高木倉 三郎

渡邊 鶴吉

昭和三年六月十日委嘱

岩田 芳之助

野村 玉治郎

奥村 茂

高木倉 三郎

渡邊 鶴吉

廣瀬 文岳

昭和五年六月十五日委嘱

岩田 芳之助

野村 玉治郎

奥村 茂

高木倉 三郎

渡邊 鶴吉

廣瀬 文岳

昭和七年六月十九日委嘱

岩田 芳之助

野村 玉治郎

奥村 茂

高木倉 三郎

渡邊 鶴吉

廣瀬 文岳

昭和九年六月二十日委嘱

岩田 芳之助

野村 玉治郎

奥村 茂

高木倉 三郎

渡邊 鶴吉

廣瀬 文岳

昭和十一年六月十八日委嘱

岩田 芳之助

野村 玉治郎

奥村 茂

渡邊 鶴吉

廣瀬 文岳

浅井 三郎

昭和十二年十一月三十日渡邊鶴吉氏辭任に付補闕として左の通り委嘱ス

長村 佐盛

昭和十三年六月二十七日委嘱

岩田芳之助 奥村 茂 廣瀬文岳 淺井三郎
長村佐盛 武山 巖

簡易保険局の相談所と被保険者の診療協約

逓信省が簡易生命保険被保険者の爲に無給囑託醫を設置する事を發表したのは大正七年の七月で在つた、此處に於て本會は各郡市醫師會に向つて「斯の如きは一種の官僚的安價治療法にして醫師を侮辱し醫師會の報酬規程を破壊する者なるを以て容易に應諾すべき者に非ざる旨」を通知した。

逓信當局に於ては他の府縣に於ても反對の氣勢あるを察し大日本醫師會と覺書を交換するに至つた、依て本會に於ても翌八年五月十八日の第十三次總會に於て左の如き決議を爲し將來之を實行する事にして逓信當局にも回答した。

一、各郡市醫師會員の全部を以て囑託醫とする事但無報酬のこと

一、受診者は被保険者に限り且受診の場合は保険證書を提示せしむる事

一、急患又は重症の場合の外醫師の診療所に出現せしむる事但診察料を免除す

一、往診料薬價施術料等は各郡市醫師會所定の三分の一を減じ凡て現金を以て支拂はしむること但醫師に於て相當の資力ありと認むるものに就ては此限りにあらず

第一次覺書

(一) 大日本醫師會所屬醫師會々員ハ一般ニ逓信省簡易保険被保険者ノ診療ヲ引請クルコト

(二) 從テ從來ノ逓信省簡易保険囑託醫ハ自然消滅シタルモノト見做スコト

(三) 診療費等ハ醫師會規程ノ許ス範圍ニ於テ可成輕減スルコト但相當資産アルモノニ就テハ此ノ限ニアラズ

(四) 受診者ハ被保険者本人ニ限り受診ノ場合ニハ保険證書ヲ提示シ且藥價等ハ現金支拂ノコト然るに大正十一年に至りて簡易保険局は全國樞要の都市に健康相談所を設置する事となりたるを以て更に左の覺書が交換された。

第二次覺書

健康相談所ニ於テハ健康相談トシテノ本義ニ則リ治療行爲ハ勿論之ヲ爲サマルノミナラズ處方箋ト雖細民等ノ爲ニ萬已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外ハ主義トシテ之ヲ作成交付セザルコト

日本醫師會では其後更に覺書更新を交渉し遂に昭和九年二月二十六日を以て簡易保險局との間に診療に關する協約書及細目協定書を交換するに至つた、爾來多少の變更ありと雖要するに診療費の負擔に堪へざる被保險者に對しては二割乃至三割を減額する事になつたのである。

診料徴收の決議

診料徴收實行の議は第一次總會に第一着手として會頭及議員より各提案せられたるが宿題となり第二次總會に於て左の如く決定せられた。

決議

岐阜縣下醫師ハ明治四十二年一月一日ヨリ診料徴收及藥料現收ノ實行ヲ期スルコト
右實行方法ハ郡市醫師會總會ノ決議ニ一任スルコト

(理由) 患者ヲ診察シテ病症ヲ定メ之ガ治療方法ヲ講ズルハ醫師ノ本職ニシテ調劑ノ特權ハ一ノ副業ニ過ギザルナリ然ルニ從來醫師ハ一般本職ニ對スル報酬ヲ放棄シ副業タル藥價ノ收入ヲ以テ生計ヲ維持スルモノ習慣ノ久シキ亦止ムヲ得ザルニ出ヅト雖世人ガ往々藥劑販賣ヲ以テ醫師ノ本業ト見

做シ却テ本職タル診察治療ノ報酬ヲ看過シ醫師亦之ヲ甘ズルニ至リテハ實ニ本末轉倒ノ甚シキモノト云ハザルヲ得ズ斯ノ如ク世人ヲシテ醫師ノ業務ヲ誤解セシメ斯道ノ發達ヲ妨グルモノアルハ實ニ現時社會制度ノ不備ニ基因スト雖亦醫師ガ舊來ノ習慣ニヨリテ診料ノ規定ヲ設ケザルニ由來スルモノ多シ依テ吾人醫師ハ將來患者ニ對シテハ相當ノ診料ヲ規定シ其徴收ノ實行ヲ期シ以テ醫師ノ本職ニ對スル報酬ナルコトヲ知ラシメ調劑ノ特權ハ其副業タルコトヲ明瞭ナラシメントス

知事の諮問事項

第一次總會

- 一、縣下に於ける實扶塚里亞血清注射及其成績
- 一、縣下に於ける赤痢腸窒扶斯流行の原因及其豫防方法
- 一、縣下に於ける顆粒性結膜炎流行狀況及之れが撲滅策

第二次總會

- 一、縣下に於て使用せし赤痢血清の出所及其治療成績

一、縣下に於ける地方病の種類及其狀況

第六次總會

一、濟生會救療事業の件

一、地方病調査の件

一、トラホーム病狀分類標準の件

第七次總會

一、結核病竝に十二指蟲病の調査及豫防方法

第九次總會

一、急性粘液性下痢又は五日以上繼續する原因不明の熱性患者を診察したるときは之を當該吏員に申告し且患者に對し適切なる豫防消毒方法の實行を期せしめんとす意見如何

一、肺結核蔓延の狀況及其原因

一、花柳病蔓延の原因及豫防法

右は何れも各總會に於て委員を設け或は役員會に一任して調査の上答申したり。

建議事項

第二次總會にて可決

一、縣立病院を赤十字社に寄附すべく知事及赤十字社支部長に建議

理由

縣立病院は特別會計なるを以て充分の設備をなす能はざるに依り寧ろ赤十字社に寄附して研究室の擴張、貧民患者の救療、精神病者の收容其他模範的病院たらしめんとするにあり

一、各郡市に産婆研究所を設置するの縣令を發せられんことを知事に建議

一、梅毒表様式改正を知事に建議

第四次總會にて可決

一、衛生組合理則（明治三十一年縣令第三十九號）改正を知事に建議

1 市町村長より區域居住の醫師に衛生顧問を囑託すること

2 組合役員は衛生法規實行に關し顧問に協議し其補佐を受くること

3 組合未設の地にて速に設置せられんことの希望を附す

一、休業醫師に關し内務大臣へ伺の件

公立病院醫員其他公務に従事する醫師現職にあらざる軍醫等にして公務以外に患者を診察し處方箋を交付するものは必ず醫師會に加入すべきものと認めて差支なきや

一、非醫者の醫療行為禁制取締方を其筋に建議

一、賣藥者に誇大廣告禁制取締方を其筋に建議するの件

右兩案は縣當局に於て已に注意を拂ひ居らるゝを以て口頭を以て充分警告に留め置くに決す

第五次總會にて可決

一、非醫者の醫療行為禁制取締に關し内務大臣に建議

一、賣藥者の誇大廣告禁制取締に關し内務大臣に建議

一、細菌及醫化學的檢定所を岐阜縣病院内に設置すべく知事に建議

第六次總會にて可決

一、各郡市衛生會設立の件を獎勵せられんことを知事に建議

一、産婆會取締規則設定を知事に建議

第七次總會にて可決

一、濟生會救療規定改正を知事に建議

一、地方病調査規程中改正の件知事に建議

一、病原檢索機關を設くることを知事に建議

第八次總會にて可決

一、飲食物販賣者の營業上使用器物消毒施行を知事に建議

一、學校醫をして校醫會を組織せしむべきことを知事に建議

一、内容を透見し得ざる器物に入れ販賣する食品には封減年月日を表示すべきことを其筋に建議

一、トラホーム標準を陸軍所定と一致せしむべく知事に建議

一、按摩營業及菓子營業者に健康診斷を施行せられんことを其筋に建議

第九次總會にて可決

一、濟生會患者急速救療の爲治療券交付以前に治療したる場合は其日に遡り治療券を交付すること

を知事に建議

- 一、警察犯處罰令第二條第十八號を左の如く改正せられんことを其筋に建議
醫師の治療し居らざる病者に對し禁厭、祈禱、符呪等を爲し又は神符、神水等を與へたるもの
- 一、小學校生徒の校舎掃除廢止を其筋に建議

第十一次總會にて可決

- 一、岐阜縣病院に精神病者收容所を設置せられんことを知事に建議
- 一、慢性傳染病殊に肺結核豫防の爲廻覽文庫、圖書館及貸本屋其他類似の向へ適當の制裁を加へられんことを知事に建議

第十三次總會にて可決

- 一、小學校兒童の出席精勤賞廢止を知事に建議

醫師法改正後

第二回總會議決

- 一、縣下樞要の地に消毒所を設置すべく知事に建議

第三回總會議決

- 一、産婆會設置規則を制定せられんことを知事に建議

第五回總會議決

- 一、衛生組合設置獎勵の件知事に建議
- 一、業務上公立病院と協調を保つの件知事に建議
- 一、瀑布に於て使用する裕衣消毒を實施すべく知事に建議
- 一、聯合隔離病舎獎勵及隔離病舎建築費補助金増額に關し知事に建議

第六回總會議決

- 一、衛生講話獎勵に關し知事に建議
- 一、健康相談所設立に關し知事に建議

第七回總會議決

- 一、學校建築には衛生學上より一層考慮するの必要ある旨を知事に建議
- 一、藥劑師法施行規則第十三條準用（備付天秤の件）に關し内務大臣に建議

第十一回總會議決

一、結核豫防上工場に於ける健康診断を勵行すべく監督方知事に建議

第十二回總會議決

一、消毒所設置促進に關し知事に建議

第十三回總會議決

一、救護法施行細則改正方に關し知事に建議

第十四回總會議決

一、再び救護法施行細則改正方知事に建議

一、盲人に白色杖を支給すべく知事に建議

第十七回總會議決

一、國民健康増進に關し内閣調査局長官及文部大臣に建議

附記

明治四十一年二月十三日

役員會の決議に依り左の意見書を知事に提出

一、岐阜市内に於て痘瘡續發に付縣立病院長と協議の上之が豫防撲滅を期する事

同 年一月二十九日

役員會を開き緊急を要すべき者として左の二項を其筋に建議する事に決す

一、警察犯處罰令第三條第七號中「醫師」の二字を削る事

其理由は舊刑法に於て「醫師產婆故なくして急病人の招きに應ぜざるとき」は二十錢以上一圓二十五錢以下の料りに處するの條項ありしも改正の結果警察犯處罰令に「開業の醫師產婆故なく病者又は妊婦の招きに應ぜざるもの」は二十圓以上の料りに處せらるゝ事となりしも高等専門の知識を有する醫師が警察官の裁定に一任して處罰せらるゝが如きは妥當ならずと云ふにあり

一、醫師法第五條に左の但書を加ふる事

但醫師治療中の患者死亡したるとき交付すべき死亡診断書は此限にあらず

尙縣下選出代議士に依頼狀を發したり。

決議事項

一七四

第二次總會（明治四十一年四月廿七日）

- 一、岐阜縣下醫師は明治四十二年一月一日より診料徴收及藥料現收の實行を期すること
右實行方法は郡市醫師會總會の決議に一任すること
- 一、各郡市醫師會の決議事項は詳細に本會へ報告せしめ本會より之を一括して各郡市醫師會に配布すること

第三次總會

- 一、岐阜縣管内醫師は貧民患者施療の實行を期する爲各郡市醫師會より施療券を配布すること
- 一、各郡市に醫學會を設け醫事衛生上の研究をなし且市町村長其他一般よりの質問に應ずる機關たらしむること

第五次總會

- 一、隔年一回以上一般會員の大會を開催し醫學及一般業務上の研究を計ること

第八次總會

- 一、醫事新報を本會報告機關に利用すること其方法は實費を補助し各郡市醫師會へ一部づゝ寄贈せしむること

- 一、結核豫防會を設立すること、組織に關しては委員に一任すること

第十次總會

- 一、大日本醫師會に加入すること

第十一次總會

- 一、醫事衛生の進歩を計る爲學術部を設置すること
- 1 毎年二回開會すること
- 2 講師の講演及會員の演説を行ふこと
- 3 場所は隨時役員會に於て決定すること
- 4 一回の費用百五拾圓以内
- 5 幹事は毎回會頭より囑託すること

一七五

6 來春より實行すること

第十二次總會

一、檢事局より會頭に協議ありし「X光線及「ヂヤテルミー」の専門科名は認むるや否やの件は之を認むることに決す

一、結核豫防會の事業を翼賛し救療券を發行すること

1 本年度二百枚を發行し人口比例に依り各郡市醫師會に配布す

2 各郡市醫師會は認印の上所屬早期診斷所に送致すること

3 本券に對し醫師に支拂ふべき代價は郡市醫師會に於て決定し之を負擔すること

5 早期診斷所に於て本券を交付する場合は濟生會及赤十字社の救療券缺乏したるとき認印ある郡市内患者に限ること

第十三次總會

一、本縣に於て已に本會第十三次總會の決議に依り各郡市醫師會に救療機關を設置しあるも大日本醫師會の決議に基き更に左の如く決議す

1 各郡市醫師會に於て一層救療機關を擴張すること

2 其方法は各郡市醫師會に於て適宜之を講ずること

一、大日本醫師會基金寄附の件

各郡市醫師會員一名金一圓宛齎出すること

組織變更後

第一回總會

一、大日本醫師會及關西醫師大會へ更めて加盟の件

一、結核及トラホーム豫防法所定指示事項標準案起草の件

第二回總會

一、警察共濟組合の趣旨を了解し誠意を以て之に副ふの取扱を爲すこと

一、大正十二年岐阜縣に開催すべき關西醫師大會に金千貳百五十圓寄附の件

第三回總會

一、各郡市醫師會員死亡の際は本會より弔辭を送ること

但郡市醫師會長に於て便宜代讀し事後報告を爲すこと

第四回總會

- 一、大日本醫師會解散に同意すること
- 一、日本醫師會設立に同意すること

右は醫師法改正の結果法人組織となりたる結果なり

- 一、簡易消毒所設置を促すの件

第六回總會

- 一、醫政功勞者表彰に關する件

第七回總會

- 一、學校建築には衛生學上より一層考慮の必要ある旨日本醫師會に意見書提出の件
- 一、藥劑師法施行規則第十三條中「調劑に必要な器具」に就き縣當局と協議し諒解を得るの件

第十回總會

- 一、日本醫師會館建設費釀出の件

第十一回總會

- 一、診療報酬點數計算規程修正に關し日本醫師會に意見書提出の件

第十五回總會

- 一、渡滿軍人遺家族に對しては特に優待救療の實を擧ぐる事、其方法は郡市醫師會に一任す

第十六回總會

- 一、醫業に關し學位稱號の廣告を禁止すべき様醫師法を改正するの件日本醫師會へ意見提出する事

第十九回總會

- 一、醫業報國の決議

應召軍人及軍屬の遺家族診療に對しては當局と協力し一層醫業報國の實を擧げ以て銃後の守りを全ふせんことを期す

- 一、皇軍に對し謝意表明の件

武勳赫々たる皇軍將兵の御奮闘に對し總會の決議に依り謹みて感謝の意を表し御武運の長久を禱る

昭和十三年六月二十七日

岐阜縣醫師會長 山田 永俊

一八〇

北支那派遣軍最高指揮官 寺内大將

中支那 同

畑 大將 閣下

支那方面艦隊司令長官 及川中將

協議事項

定時總會に於て協議事項を提案するに至りしは醫師法改正後即ち法人組織となりたる第五回總會以後にして其題目は左の如くである。

第五回總會

- 一、隔離病舎改善に關する件

第六回總會

- 一、社會事業協會巡回診療に關する件
- 一、結核豫防標語「早起に三文の徳あり夜ふかしに九層倍の薬を要す」改訂に關する件

第七回總會

- 一、隔離病舎設備及管理に關する件
- 一、醫藥分業問題に關する對策
- 一、醫權擁護調査機關設置に關する件
- 一、工場に於ける結核患者取扱に關する件
- 一、飲食物中毒患者届出に關する件

臨時總會

- 一、郡市醫師會健康保險部規程の件

第八回總會

- 一、健康保險實施に關する件
- 一、醫師會館建設に關する件

第九回總會

- 一、健康保險に關する件

第十回總會

- 一、醫政問題に關する件
- 一、健康保險に關する件

第十一回總會

- 一、健康保險に關する件
- 一、醫政問題に關する件

第十二回總會

- 一、醫藥分業に關する件
- 一、恩賜財團濟生會救療事業取扱に關する件
- 一、結核療養所設置補助に關する件
- 一、健康保險法規改正に關する件

第十三回總會

- 一、救護法實施に關する件

第十四回總會

- 一、健康保險に關する件
- 一、勞働者災害扶助責任保險法實施に關する件
- 一、軍事救護法改正實施に關する件

- 一、恩賜診療に關する件

- 一、改正醫師法に關する件

- 一、郡市醫師會業務規程實施に關する件

- 一、健康保險に關する件

- 一、診療施設普及に關する件

- 一、醫師會の共同機關を設くる件

第十五回總會

- 一、簡易保險被保險者診療に關する件
- 一、健康保險に關する件

- 一、結核豫防に關する件
- 一、勞働者災害扶助責任保險法に關する件
- 一、救護法に關する件

第十六回總會

- 一、健康保險に關する件
- 一、恩賜財團濟生會に關する件
- 一、簡易保險被保險者診療に關する件
- 一、救護法に關する件

第十七回總會

- 一、藥品私巡視統一實施の件
- 一、國民健康増進に關し建築の件

第十八回總會

- 一、救護法施行細則改正方の件

- 一、健康保險に關する件

第十九回總會

- 一、健康保險醫務監査に關する件
- 一、國民健康保險實施に關する件

講演會の開催

明治四十四年四月三十日

帝都帝大醫學部教授醫學博士松浦有志太郎氏を聘し六〇六號講習會を縣病院樓上に開會す
同 年五月二十八日

東京帝大醫學部教授醫學博士河本重次郎氏を聘しトラホーム講習會を縣病院樓上に開會す
右二回の講習會に對し各壹百圓宛の縣費補助を受く

同 四十五年六月二十六日より五日間物産館樓上に於て左の通り防疫講習會を開く

傳染病研究所技師